

5

10

平成 30 年度
証券ゼミナール大会

第 3 テーマ

日本における金融リテラシーのあり方について

関西学院大学 寺地ゼミナール 岡本班

15

20

25

30

目次

	はじめに	4
	第1章 金融リテラシーの概要	5
5	第1節 金融リテラシーと良い暮らし	5
	第2節 日本における金融リテラシーの現状	6
	第3節 金融リテラシー向上の必要性	7
	第1項 人口構造の変化に伴う社会保障制度への危惧	7
	第2項 ファイナンシャル・プランニング	7
10	第3項 収支管理と生活困窮者	8
	第4項 金融商品の選択と金融トラブル	9
	第2章 海外と日本の金融教育	13
	第1節 英国における金融教育	13
	第2節 米国における金融教育	14
15	第3節 各国の行動経済学を応用した金融教育	16
	第1項 米国の行動経済学を応用した政策	18
	第2項 英国の行動経済学を応用した政策	18
	第4節 日本における金融教育の変遷と現状	21
	第3章 金融教育普及の問題点	31
20	第1節 日本人の金融に対する負の意識(マインドセット)	31
	第2節 学校教育における問題点	31
	第1項 教員自体の金融リテラシー不足	31
	第2項 現行の教育計画では金融教育の時間数が少ない	32
	第3項 知識止まりの身に付かない金融教育	33
25	第3節 社会人における問題点	33
	第1項 若年社会人の金融リテラシーに対する関心の薄さ	34
	第2項 中高年社会人の老後の生活費に対する関心の薄さ	34
	第3項 高齢者の自信過剰によるリスク資産への投資	35
	第4章 全国民の金融リテラシー向上の提言	36
30	第1節 学校教育における限られた時間の中での有効な金融教育	37

	第 1 項	教員への金融教育	38
	第 2 項	マインドセット・収支管理を重視した小学校における金融教育	40
	第 3 項	マインドセット・収支管理・金融責任・金融商品に関する知識を重視した中学校にお	
5		ける金融教育	43
	第 4 項	マインドセット・ファイナンシャル・プランニング・金融責任・金融商品に関する知識を重視し	
		た高等学校における金融教育	45
	第 2 節	社会人に対する提言	47
10	第 1 項	若年社会人に対する提言	48
	第 2 項	中高年社会人への提言	50
	第 3 項	高齢者への提言	51
	第 4 項	生活困窮者の自立に向けた事業の統合と広報戦略	52
		おわりに	53
15			
20			
25			
30			

はじめに

「人は生まれながらにして貴財貧富の別なし。唯学問を勤めて物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無学なる者は貧人となり、下人となるなり。」

- 5 (青空文庫「福沢諭吉 学問のすすめ」より引用)これは、福沢諭吉が「学問のすすめ」の中で記した言葉である。生まれながらに貧富の格差は存在しないが、学ぶことによって裕福になることができることを表している。つまり、学習し、知識を得ることで富を得、裕福な生活を送ることができるということだ。

- 10 2007年のサブプライムローン問題の原因の1つとして、借り手側が、貸し手側の誘いに簡単に乗ってしまった、つまり、借り手側の金融の知識が浅いことが考えられた。その後、世界的な金融危機を契機にOECD等によって金融リテラシーの向上が議論され始め、現在に至っては、発展途上国や新興国においても金融リテラシーについて議論されるようになってきている。また、金融リテラシーは、経済・金融の持続・発展を支える、なくてはならない存在であると世界的に認知されている。

日本においても、少子高齢化に伴う公的年金制度や社会保障制度の持続性に対する懸念の高まり、金融サービスの複雑化、拡大等から金融リテラシーが注目されるようになってきた。

- 20 本論文では、上述する金融リテラシーについて金融教育を中心とした観点から述べていく。

- 25 第1章では、金融リテラシー、金融リテラシーの後発的な考え方である金融ケイパビリティの概要を述べ、第2章では、英国と米国を例に挙げて海外の金融教育と日本の金融教育の現状について述べている。第3章では、現在の日本の金融教育普及の問題点を述べ、第4章で、日本の全国民の金融リテラシーを向上させるための提言を述べる。

本論文によって、日本の金融教育の促進、国民全員の金融リテラシー向上、ひいては、日本における「より良い暮らし」の達成のための一助となることを願う。

第1章 金融リテラシーの概要

本章では、金融リテラシーとは何で、現在はどれほどの水準なのか。さらに、社会的背景からどのような必要性があるか。また、後発的に誕生した金融ケイパビリティにはどのような背景があり、具体的に何を意味するのかを述べ、金融リテラシーの全般的な概要を述べる。

第1節 金融リテラシーと良い暮らし

OECDは金融リテラシーを「金融に関する適切で健全な意思決定を行い、金融面での個人の良い暮らし(Well-being)を達成するために必要な、金融に関する意識・知識・スキル・態度及び行動の総体」(OECD/INFE(2012)「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」p.2より引用)であると定義している⁴。一方で、日本証券業協会は、「金融に関する知識や情報を正しく理解し、自らが主体的に判断することのできる能力であり、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくうえで欠かせない生活スキル」(日本証券業協会(2016)「土曜学習・土曜授業」より引用)と定義している⁵。

金融リテラシーの定義において、OECDと日本証券業協会の違いは見られないが、OECDはスキル・行動・態度の総体と、より大きな枠組みで定義しているのに対して、日本証券業協会はスキルと定義している。そこで、本論文ではOECDの定義から、金融に関する知識だけではなく意識・スキル・態度及び行動までを金融リテラシーの定義と考える。

また、OECDと日本証券業協会の両方で使用されている「良い暮らし」に関して、OECDでは、良い暮らしを測定するために良い暮らし指標(Better Life Index:BLI)が設定されている。BLIは物質的な生活条件(住宅、収入、雇用)と生活の質(共同体、教育、環境、ガバナンス、医療、生活満足度、安全、ワークライフバランス(仕事と生活の両立))の11項目が反映された指標である⁶。

本論文では、金融リテラシーの向上によって、BLIの11項目のうち、住宅、収入、教育、環境、生活満足度、安全、ワークライフバランスの7項目に影響を与え、社会の幸福度を向上させる。具体的に、「一軒家が欲しい」「老後は世界一周をしたい」「老後は働かずゆっくり暮らしたい」「子供の大学までの教育費は自身で出してあげたい」等の理想や目標を実現することこそが社会の

幸福度の向上につながる。また、現在の日本社会が抱える、貧困、多重債務、クレジットカードの管理不足や電子マネー、仮想通貨等の複雑な金融商品、高齢者への詐欺等の金融トラブルといった社会問題の解決も良い暮らしを達成させる。

5

第2節 日本における金融リテラシーの現状

まず始めに、日本の金融リテラシーは海外と比べて、どれほどの水準なのだろうか。ここでは、金融広報中央委員会が2016年に行った金融リテラシー調査のデータを主として分析する。金融リテラシー調査は、25,000人を対象とした、
10 日本初の大規模な調査であったことや、約半数の設問については、米国 FINRA（金融業界監督機構）や OECD 等、海外機関による同種調査と比較できるよう同趣旨の内容であったため、日本の金融リテラシーの現状を表すデータとして十分であると考えられる。

まず、米国と日本の金融リテラシーを比較する。正誤問題の平均の正答率を
15 見てみると、米国は57%であるのに対して、日本は47%であり、日本が約10%も低い結果であった。特に、複利に関する正誤問題の正答率に大きな差が見られ、米国の正答率が75%であるのに対し、日本の正答率はたったの43%で、約30%も低い正答率であった。

次に、OECDによる調査結果を用いて英国と比較してみる。金融知識に関する
20 問題の正答率では、英国が65%であるのに対し、日本は58%であった。特に、インフレの定義に関する問題で正答率に大きな差が見られ、英国が94%であるのに対して日本は61%と約33%も低い正答率であった。また、金融に関する望ましい行動を選択した回答者の割合を比較すると、行動の選択という設問では英国が72%であるのに対し、日本は65%であった。特に、お金の運用や管理への注意
25 に関する設問で差が見られ、英国が80%であるのに対し、日本は58%と約20%も低い結果であった。

このように米国、英国と比較して、日本の金融リテラシーは低いことがわかる。

30

第3節 金融リテラシー向上の必要性

第1節で定義した良い暮らしに、金融リテラシーの向上が具体的にどのような影響を与えるかを本節では記述する。第1項では、人口構造の変化と社会保障への危惧、第2項では、ファイナンシャル・プランニング、第3項では、収支管理と生活困窮者、第4項では、金融トラブルの4項目に分け、以下順を追って述べる。

第1項 人口構造の変化に伴う社会保障制度への危惧

日本では少子高齢化が進行しており、65歳以上の高齢者が3割近くを占めている。保険料を納めることができる若い世代が減少しているのに対して、年金を受け取る高齢者が増加していることから、公的年金制度をはじめとした社会保障制度の存続に対して不安が抱かれている。このままでは、若い世代への負担が大きくなり、年金の給付額がさらに減少していくことが考えられる。そのため、退職後の生活設計を退職前の現役時代から準備する必要がある。

また、今後平均寿命が男性80歳、女性86歳と「人生100年時代」と言われる長寿化の到来から、日本の平均寿命は今後も延びていくことが予想されている。退職後の生活が長期化することに対し、中高年、高齢者は第2のライフプランを考える必要がある⁸⁾。

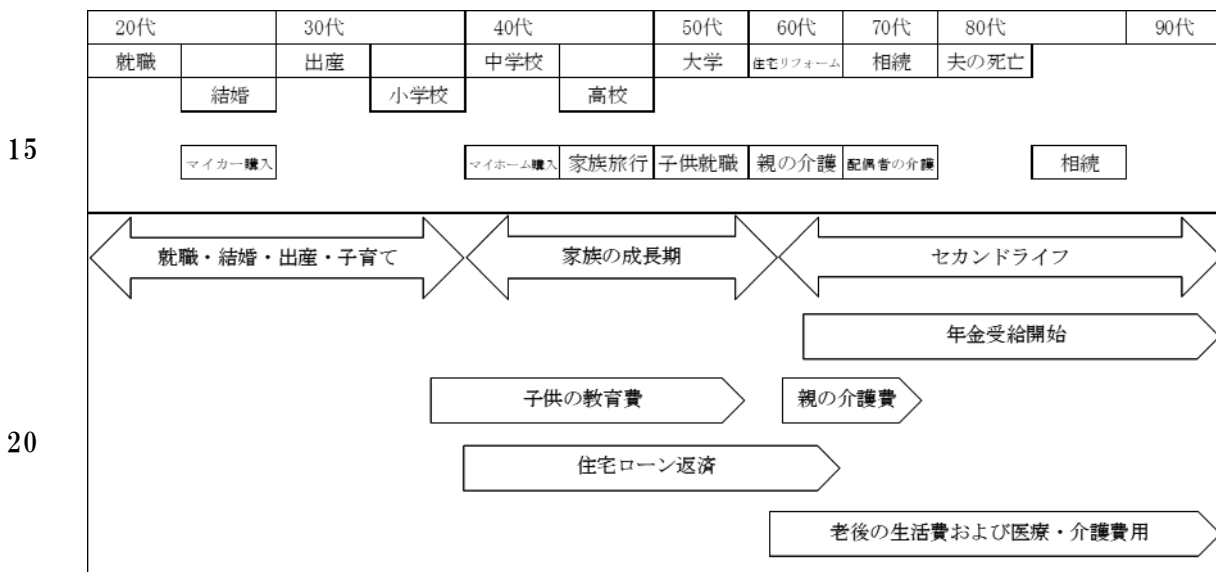
金融リテラシーを身に付け、金融商品を適切に運用することによって、不安定な社会保障制度の中でも、徹底した収支管理と第2のライフプランの設計が可能になる。

第2項 ファイナンシャル・プランニング

結婚、出産、入学、住宅購入等、人生には様々な節目があり、これらは総じて「ライフイベント」と称される。しかし、これらには多額の資金が必要であり、それだけでなく、昨今はインフレに対する懸念があり、物価の上昇に伴う現預金の実質的な目減りが想定されている⁹⁾。また、貯蓄ゼロの家庭が増加していることから¹⁰⁾、日本の家計を取り巻く環境は年々厳しくなっているといえる。

したがって、金融広報中央広報委員会においては、いつ、どのようなことが起こり、そのために必要な資金をあらかじめ把握し、可視化しておくことが大切であることが示されている¹¹。これは、ファイナンシャル・プランニングと呼ばれ、日本FP協会によって「ライフプランに基づいて必要なお金を把握したうえで、資金計画を立てていくこと」（日本FP協会(2018)「将来の夢を具体化するファイナンシャル・プランニング」p.1より引用）と定義されている。実際に、日本FP協会によると、主なライフイベントに必要な費用は約5000万円¹²にのぼる。これは、国税庁「民間給与実態統計(2016)」に示される平均給与額の356万円¹³の約14倍であり、このような巨額の資金は高い金融リテラシーと計画的な準備によって用意が可能となる。

【図表1】人生におけるライフイベント



出所)みずほ証券(2017)「年齢に応じた生活スタイル ライフステージとライフイベント」より作成

第3項 収支管理と生活困窮者

日本においても生活困窮者は多く存在している。近年では、雇用形態の変化による収入の減少の一方で、家計支出はほぼ横ばいであるため、特に生活困窮者の家計収支が悪化し、格差が拡大している¹⁴。金融リテラシー調査の結果か

ら、年収が低い層ほど設問の正答率が低いため、生活困窮者は適切な収支管理ができていない。また、収支管理や金融知識が乏しい状態でお金を借り、多重債務に陥る人も少なくないことがわかる¹⁵。そのような現状を踏まえると、金融リテラシーの向上による適切な収支管理が必要である。

5

第4項 金融商品の選択と金融トラブル

金融機関への規制緩和、仮想通貨の登場等によって金融商品が複雑になってきている。金融商品を適切に判断し利用することで、資産の増加が期待できるが、利用者は正しい知識を身に付けた上で、最新の情報を知っておく必要がある。金融リテラシーが低いことは投資詐欺等の金融トラブルを誘発する。金融リテラシーの向上によって、豊富な種類の金融商品の中から自らにとって最適な金融商品を選択しやすくなるとともに、金融トラブルを回避することができる。

15 第4節 金融ケイパビリティとは

近年、金融リテラシーでは改善できない社会問題や考え方に対して、英国と米国を中心に金融ケイパビリティという概念が誕生している。金融ケイパビリティは、日本ではまだ普及していないが、世界の潮流に伴いその重要性が高まっており、今後の日本においても必要と考えられることから、本節で概要を述べる。

20

第1項 金融ケイパビリティの定義と考え方

金融ケイパビリティは英国で先駆的に導入されたが、思想的背景には Amartya Sen のケイパビリティ論から抽出されている。Sen はケイパビリティ論と金融について「金融資源を欠いている人間は、金融知識を使うこと、適切な金融サービスを受ける機会を失っていること、行動する可能性や動機を失っていること、つまり金融ケイパビリティを欠いている者は、適切な金融選択を欠いている」（新井 明(2015)「経済教育と金融教育の間—センのケイパビリティ論を手がかりに—」 pp. 159-161 より引用)と述べている。このことから、Sen の考えるケイパビリティ論と金融は、金融という世界で貧困状態におかれてい

30

る階層に対して実践的な知を与え、生きる力を育成するという意味を持っており、貧困からの脱却を重視した考え方であった¹⁶。

その後、英国において、金融サービス機構(Financial Service Authority:FSA)が初めて金融ケイパビリティという言葉を用いて、金融に対する態度を形づくる

5 知識やスキル、姿勢等を含む個人の特徴について言及するために使い始めた。

また、近年の英国における金融ケイパビリティには、金融知識と理解、金融スキルとコンピテンス(能力)、金融責任という相互に関連した3つのテーマが含まれている。つまり、知識や行動といった、金融リテラシーの段階に社会的責任等の要素が加わったものを金融ケイパビリティとしている¹⁷。

10 米国では、オバマ政権発足から約1年後の2010年1月29日、前政権からの「金融リテラシーに関する大統領諮問委員会」を、「金融ケイパビリティに関する大統領諮問委員会」に名称変更する大統領令(THE WHITE HOUSE, 2010)が発表された。そこでは「金融ケイパビリティとは、知識とスキルとアクセスに基づいて金融資源(リソース)を効果的に管理する能力である。この能力を発展させるために、個人は、金融商品や金融サービス・金融コンセプトに適切に

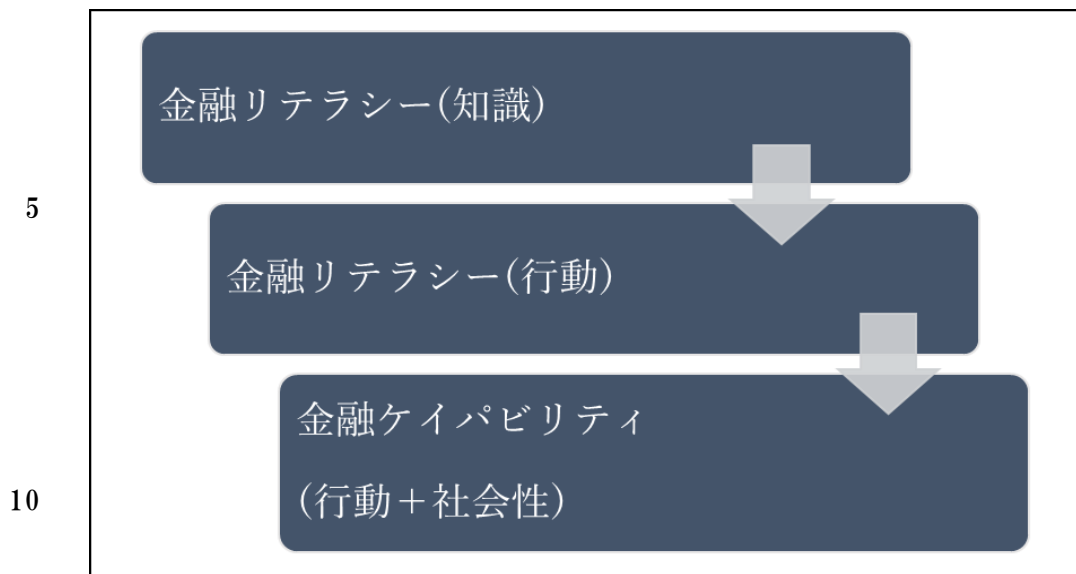
15 アクセスし、それらを理解しなければならない。金融ケイパビリティは、個人に、情報を選択し、落とし穴を避け、どこに助けを求めにいったらよいかを知り、現状を改善し長期的な金融的健全性ないし金融面での良い暮らしを改善するための行動をとる力を与える」(伊藤 宏一(2012)「金融ケイパビリティの地

20 平一『金融知識』から『消費者市民としての金融行動』へ」 pp.42-43より引用)と述べられている¹⁸。

Senのケイパビリティ論と英国、米国では、使い始められた時期も理由も異なるため、定義に差が生じている。しかし、全国民の金融選択・金融行動が重視されていること、その金融選択・金融行動が社会へ影響を与えるという点に

25 おいては一致している。

【図表 2】 金融教育基本コンセプトの三段階



出所)金融庁(2012)「金融教育をめぐる国内外の状況と課題—『金融知識』から『消費者市民としての金融行動』へ—」より作成

- 15 具体的に、金融ケイパビリティの定義について考えてきたが、図表2のように、金融ケイパビリティは金融リテラシーよりも上の段階にある考え方である。以上を踏まえ、我々は、日本における金融ケイパビリティを、金融リテラシーに金融選択・金融行動の社会的責任を加えたものだと定義する。また、Senのケイパビリティ論を考慮し、貧困層を含む全ての国民に対して、金融ケイパビリティを持たせることが重要であると考え。

第2項 金融選択・金融行動における社会的責任

- 25 上述したとおり、金融ケイパビリティには、金融選択・金融行動の社会的責任が重要視されているが、具体的にどのような内容を表すのだろうか。Jazayeri(2006)は、「金融責任は、個人、家族、コミュニティに対する意思決定の広い影響を認識する能力であり、権利と責任を認識する能力である。」(伊藤 宏一(2012)「金融ケイパビリティの地平—『金融知識』から『消費者市民としての金融行動』へ—」p.46より引用)と述べられているが、金融責任を具体的に示す記述は少なく、金融責任が抽象的な概念であることがわかる¹⁹⁾。しかし、具体的にどのような金融選択・金融行動が社会的責任の伴った行動であるかを

示すことが、金融リテラシー普及の一環となり得ることから、我々が考える社会的責任の伴った金融選択・金融行動を消費・投資活動の両面から述べる。

(1)消費者市民社会

5 2012年に成立した消費者教育推進法では、「消費者市民社会」は、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」（消費者庁 HP「平成 25 年版消費者白書
10 COLUMN13 消費者市民社会」より引用）と定義されている。具体的には、省エネ商品やフェアトレード商品の購入等が例として挙げられる。金銭を介した消費活動が社会に影響を与えることが考慮されていることから、社会的責任の伴った金融行動の一例であると考えられる²⁰。

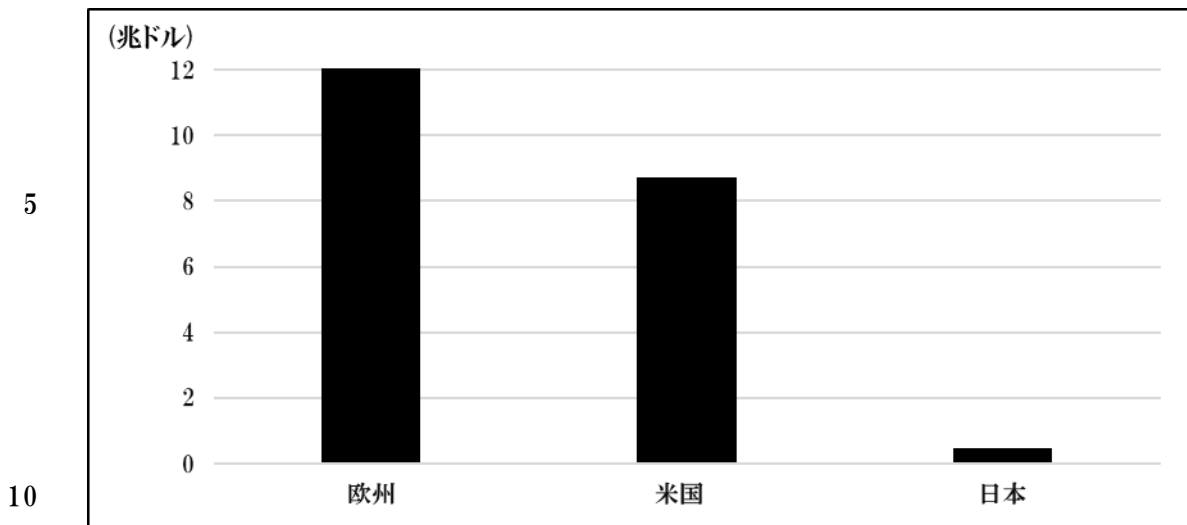
15 (2)ESG 投資

ESG 投資とは、「SRI（社会的責任投資）と CSR（企業の社会的責任）を発展的に統合した考え方。頭文字は E（環境、Environment）、S（社会、Social）、G（企業統治・ガバナンス、Governance）をそれぞれ意味する」（野村証券 HP「証券用語解説集」より引用）言葉である²¹。一般的な財務情報を重視した投資活動
20 とは異なり、非財務情報に重点をおき、社会全体への影響を加味していることから、社会的責任の伴った金融行動の例であると考えられる。しかし、現在 ESG 投資は欧州、米国を中心に普及しており、日本では浸透しているとはまだ言えない²²。

25

30

【図表 3】各地域の ESG 投資残高



出所)みずほ総合研究所 HP「年金コンサルティングニュース 2017.7 注目高まる ESG 投資」

15

第 2 章 海外と日本の金融教育

本章では、第 1 章第 2 節で述べたように、現在の日本の金融リテラシーの水準が低いことを踏まえ、世界と日本の金融教育の現状を述べる。また、世界では行動経済学を応用した金融教育が注目されていることから、第 2 章第 3 節にて行動経済学の説明と海外での研究と応用例を述べる。

20

第 1 節 英国における金融教育

英国では、政府主導の下で金融教育が行われてきた。1986 年から実施した金融市場の大規模な規制改革であるビッグバンによる証券や銀行の金融サービスの幅広い規制緩和が進展したことから、英国の消費者にとっての金融教育の知識の必要性が高まった。また、英国政府は 1990 年代初頭に、個人年金商品の不正販売問題の事後処理に多額の費用を要したことをきっかけとして、1997 年に、当時のブレア政権によって金融教育の促進を法的責務とする金融サービス機構 (以下 FSA) が設立された。FSA は 2003 年より金融能力戦略を国家戦略という形

25

で展開する必要があるとして、本格的な取組みを 2006 年より開始し、金融能力プログラムを強力に推進してきた。また、2007 年以降、英財務省と FSA は、金融アドバイスの拡充と、社会人になるまでの基礎的スキルとしての金融教育を行うための「金融行動計画」を進めることで合意し、3 年で総額 2,750 億ポンドの予算が投じられた²³。このように、財務省を中心に政府予算の投入による金融教育普及の加速に努めてきた。

その後、2010 年の金融サービス法に基づいて FSA の持つ金融教育機能を発展的に継承し、「公衆による金融事情等の理解の向上」のために金融サービス機構(以下 MAS)が設立された²⁴。

10 学校段階での金融教育は、シチズンシップや PSHE(Personal, Social and Health Education)において主に行われている。シチズンシップは必修教科であり、所得・支出、貯蓄と年金等の学習を通して、生徒がお金を管理できるようにすると同時に、将来必要なお金を計画し、貯蓄できるようにすることが目的の科目である。また、PSHE は必修教科ではないが、スキルの育成を目的とし、

15 「意思決定とリスク管理」や「財政的能力」の育成が図られている。2013 年に公表された新ナショナルカリキュラムでは、上記の 2 教科に加えて、数学も追加され、利率を中心に金融教育が組み込まれている。

NPO 団体の活動も活発であり、例として、pfeg(Personal Finance Education Group)は学校用の金融教育カリキュラム作成や教員に対する教育、教材提供等

20 を行っている²⁵。

第 2 節 米国における金融教育

米国では、英国とは異なり各金融機関主導の下、金融教育が行われてきた。1990 年代に実施された教育改革で、従来主要な科目に融合されていた金融教育

25 は、それらの科目が基礎問題中心の形に再編されたため、縮小させられることとなった。これに対応する形で結成されたのが、官民双方の主要な金融教育関係団体が連携した Jump\$start 連盟(Jump\$start Coalition for Personal Financial Literacy)という NPO 団体である。1995 年に生まれたこの NPO 団体は、1998 年に「K-12 教育における金融教育の全国基準」という、個人金融に関する

30 ガイドラインと基準を初めて作成した。現在は、金融教育に関する全国基

準を作成しているほか、加盟団体が作成した約 800 に及ぶ金融教育に関連するウェブコンテンツを集約化して紹介している。また、全国の連盟支部組織を通じて実施している高校生を対象とした金融知識テスト等を行っている。他にも、NCEE(National Council on Economic Education)も、1997年に「経済教育における望ましい教育基準」を発表しており、各団体の金融教育への取り組みは充実している。

さらに、米国における 1980 年代の預金金利自由化や、1990 年代の銀商業際規制の緩和を受け、それまで金融教育にほとんど携わってこなかった FRB(Federal Reserve Board) や FDIC(Federal Deposit Insurance Corporation)等の連邦政府関係機関が参画するようになった。さらに、2002 年の米国連邦議会・上院銀行委員会において金融教育に関する公聴会が開催され、2003 年に連邦議会は金融教育法を制定した。それに加えて、同法に基づいて、20 の連邦政府機関より構成される金融教育委員会や、同委員会の事務局機能を担う、財務省の金融教育室が新設された。

しかし、2007 年に急速に拡大したサブプライムローン問題を契機に、米国で提供されている優れた金融教育教材等に関して、①存在を知らない、②学習のための時間的余裕がない、あるいは必要性を感じていない、③アクセスが困難な状態にある等の問題点が浮上した。これらを consumer outreach(裾野拡大)の問題と称し、金融情報を単に「提供」するにとどまらず、情報をどのようにしてこれを必要とする消費者に「送り届ける」かに、関心が移ってきている²⁶。

学校段階においては、日本のように国全体で統一された学習指導要領のようなものは存在せず²⁷、州政府に教育基準作成の権限があるほか、各学校に教育カリキュラム作成の権限がある等、相対的に自由な教育が行われている。その中で、7州で金融教育関連の授業が必修となっており、「Personal Finance」という個別科目も存在する。また、全米の高校生のうち、20%が個人金融の授業を履修している²⁸。注目すべき点としては、特徴的な取り組みも行われていることである。学生が口座を開設し、お金の管理を実際に学生自身で行うことによって収支管理について実践的に学習できるような仕組みや²⁹、Financial Soccer、Financial Footballのようなオンラインのコンテンツも提供されている。Financial Soccer、Financial Footballは経済・金融に

関する問題が出題され、サッカーの試合を進めながら、学習できるという内容であり³⁰、授業内で扱う場合は、ディスカッション等を取り入れることで生徒同士が討論し合うことが可能である。主体的に学習し、考えを共有することによって、能動的に学習することができる。

5

第3節 各国の行動経済学を応用した金融教育

前節でも紹介したように、世界各国で金融教育が発展していく中で、量的な拡大だけでなく教育効果の向上等の質的な面が重視されるようになっていた。なかでも行動経済学に基づいて消費者の金融行動を分析し、教育効果の向上を図ろうとする動きが拡大している。では、なぜ行動経済学の研究が注目されるようになったのだろうか。第2章第2節でサブプライムローン問題の原因として注目されたように、旧来の金融教育では、正しい知識さえ提供すれば、行動が改善されると考えられてきたが、金融教育を受けても、それを受けていない人とほとんど行動が変わらないことが明らかにされてきた。日本においては近年研究が始まったが、金融庁金融研究センターが発表した研究によると、金融行動が難しい理由は主に2つである。1つ目は、現在から将来にまたがる意思決定であること。2つ目は、不確実性・リスクがあることである³¹。

また、日本人全体にあてはまる特筆すべき問題点として、過少投資や少額投資が長年にわたって取り上げられてきたが、これらは行動バイアスによって説明することができる。行動バイアスとは、消費者が意思決定を行う際に生じる、規則性のある判断の偏り(バイアス)である。具体的に、金融行動を阻害する行動バイアスとしては、図表4のような5種類が挙げられる。

25

30

【図表 4】金融経済教育で問題とされる行動バイアス

主な行動バイアス	消費者の金融行動との関係	金融教育学習との関係
情報過多	金融商品の選択を遅らせたり、 選択を回避したりしてしまう	追加的な金融情報の入手に無 関心になる
現状維持バイアス	手続き等目先の負担を回避する ため、金融行動を先送りしてし まう	学習参加時の金銭的・非金銭 的負担がネックとなる
自信過剰 傾向	自らの投資能力を過信し、金融 商品売買を短期的に繰り返して しまう	自らの金融リテラシーを過信 して、金融教育に無関心とな る
損失回避 傾向	投資行動で簡単に「損切り」に 踏み切ることができない	高齢者ほど損失回避傾向が顕 著になりやすい
フレーミ ング効果	金融商品の申込書等の表記方法 が意思決定に影響を及ぼす	メッセージの掲示方法の違い が行動に影響を及ぼす

出所)金融広報中央委員会(2013)「行動経済学の金融教育への応用による 消費者の学習促進と行動改善」より作成

- 5 また、行動経済学の応用の新しい方向性としてマインドセット（金融に対する印象や考え方）の重要性が注目され、その金融教育への影響を明らかにするために、金融庁金融研究センターによって6大学の金融教育を受けた学生を対象としたアンケート調査が行われた。その結果、①金融教育は学生のマインド
- 10 セットに多様な影響を与えていること、②金融に対して肯定的なマインドセットを持つ学生ほど金融教育の成果（知識、積極性、注意深さ、関心）が高くなる傾向があること、③金融に対する恐怖感のある学生は金融に関する行動に消極的な態度を示す傾向があることが確かめられた。この結果の含意として、教員は学生のマインドセットに偏り（バイアス）があれば、それを修正することでより効果的な金融教育を提供できるようになると考えられる³²。
- 15 以上のような行動バイアスが、金融教育を行い知識を教え込んでも、実際に行動に移す者が増加しにくい要因として考えられている。それでは、金融の分

野に行動経済学をいち早く取り入れた米国、英国の金融教育と金融に関する取り組みを紹介していく。

第 1 項 米国の行動経済学を応用した政策

- 5 米国では、第 2 章第 2 節でも述べたようにサブプライムローン問題を機に、消費者教育が推進されてきた。そのために、連邦政府を主体とした行動経済学の応用に関する研究の促進や、国家戦略に行動バイアスの問題点を挙げる等、金融教育に行動経済学を応用している。特に、401(k)制度での自動加入・オプトアウト方式が例として挙げられる。現状維持バイアスが企業年金制度である
- 10 401(k)制度の未加入問題を引き起こしているとして、全従業員を対象に自動加入・オプトアウト方式が導入され、実際に未加入問題の解消へと向かわせた³³。しかし、OECD 論文によると、自動加入等の消費者を誘導する政策には 3 つの問題点がある。1 点目は、金融リテラシー不足が著しい低所得者層の場合には、そもそも簡単にできる金融行動の選択肢自体が十分に存在しないことが多く、
- 15 金融選択行動を変えることは難しいこと。2 点目は、消費者の金融選択・金融行動には影響を及ぼすことはできるが、金融リテラシーや金融スキル等に対する改善効果までは期待できないということ。また、選択行動が半ば自動的に変わってしまうため、消費者が情報収集や商品選択等を自律的に行う必要性が低下してしまうことが挙げられている。3 点目として、多様な消費者ニーズに対
- 20 応できないことである³⁴。以上のように、多様な金融取引ニーズを抱えた消費者が入り混じるようになり、ニーズが合わない対象者の脱退や制度への不満が高まる等の問題があることや、金融教育への応用は期待できないことがわかる。

第 2 項 英国の行動経済学を応用した政策

- 25 英国では、MAS を中心に行動経済学研究を金融教育に取り入れるための研究を早い段階で行っている。そして、研究結果として以下の 2 点を挙げている。
- ①金融力の向上を通じて消費者の生活水準の向上を図るためには、情報提供を主体とした従来型の金融教育だけでは不十分であること、②行動経済学の応用を含め、金融行動の改善に主眼を置いた教育手法を積極的に導入していく必要
- 30 性があること³⁵。

これらの研究結果を活かし、行動経済学を加味した金融教育を行っている。例えば、自信過剰傾向にある人に対する学習促進の方法としては、消費者が自分自身の自信過剰傾向に気づくことは難しいことを考慮し、金融アドバイスやウェブ上で提供する双方向性ツール等の利用を通じて、自信過剰傾向を客観的なデータ等で示す方法が検討されている。また、金融理解度に関する簡単なクイズへの参加機会等を設け、参加者の得点がクイズ実施前に予想したスコアを下回った消費者に対して、学習参加を呼び掛ける方法等、金融教育学習へのモチベーションを間接的に高める方法が検討されている。MAS の金融アドバイスは、全英に 1000 ヶ所以上に展開されているが、結婚・退職・失業・納税等ライフイベントの前後には、住宅ローン利用や貯蓄等重要な金融選択を行う必要に迫られるため、学習意欲が高まり易い特徴を活かし、職業訓練所、住宅組合、地域センター等の場所に作られている³⁶。

さらに、ナッジという手法を金融教育に取り入れ、数々の応用事例を実施し、金融行動改善に大きな成果を上げている。「ナッジとは、(人を)肘で軽く突く」(財務省 HP(2017)「セイラー教授の『行動経済学』異端が異端でなくなった日」p.15 より引用)という意味であり、情報提示の仕方・フレームワークや選択順序を工夫することで、行動変容を促すことができるという考えである。図表 5 より英国は、ナッジの特徴を活かした金融教育に取り組んでいる³⁷。

20

25

30

【図表 5】 英国におけるナッジの特徴と行動バイアスの矯正

ナッジの介入の特徴	行動バイアスの矯正内容
簡単であること	金融行動の回避・先送り
注意を引くものであること	自分に必要な情報であることに気づかせる。
社会的であること	群衆行動や同調心理を巧みに利用することで、「自分もやらなければ」という思いを強くする。
時期が適切であるもの	間違った行動を繰り返す前に正しい行動を習慣化させることで、合理的な選択ができる。

出所)金融庁金融センター(2016)「行動経済学の金融経済教育への応用」より作成

- 5 MAS は中立な公的金融教育機関としての立場を活かし、ナッジを金融教育に取り入れている。具体的に、MAS は行動経済学の金融教育プロジェクトの中で中立・公正な金融アドバイスの提供サービスと、ホームページ上で提供する金融行動支援ツールを提供している。
- 10 (1)MAS の中立・公正等バイスサービス
- 中立・公正等バイスサービスとは、消費者が、金融商品の適切な選択や効率的な家計管理等についての支援を受けるため、各々の個別事情に応じた金融アドバイスを、面談・電話・インターネット等利用しやすい媒体を通じて、無料で受けられることができるサービスである。消費者は、たとえ行動バイアスのメカニズムを理解することができたとしても、自分自身の金融行動にも行動バイアスの影響が及んでいることには気が付かないことが多い。このため、金融教育を通じて金融行動の改善を働きかけていくためには、アドバイスの提供等を通じ、第三者が行動バイアスの影響を本人に認識させる必要がある。上記のプロジェクトは消費者に直接的に訴えかけることができるため、有効であると考えられている。また、どこから学習に着手していいかわからない初心者に対して
- 20

も、情報の取得方法や相談窓口を紹介することで行動に移すことができると考えられる³⁸。

(2) MAS のホームページ

- 5 MAS の情報提供元であるウェブサイトの情報は極めて充実している。経済・金融に関する知識が浅い初心者向けの情報のみにとどまらず、ウェブサイトの奥まで進んでいけば、専門家のニーズにも応えられるだけの技術的事項も網羅している。MAS の本質は、こうした「金融総合情報サイト」としての役割にあるとも言える。これは個々人の状況に合わせた情報提供ではなく、金融に関する
- 10 一般情報の提供と言い換えることもできる。それゆえに、電話やウェブ・チャットで提供する情報は、原則としてウェブサイトに掲載されている内容を逸脱することはない³⁹。中立・公正等バイスサービスを入り口とし、ウェブサイトに誘導していくような体系が構築されており、情報過多等の心理的バイスを減らす工夫が凝らされている。
- 15 2008 年から 2010 年までの 2 年間にわたって、一部地域約 70 万人に対して実験的に実施された上記のプロジェクトは、ウェブや電話、対面で行われたサービスに関して、約 75%がアドバイス後に金融行動を起こしたことが実証されている。また、この取り組みによる利用者の計量可能な利益において、2060 年までの純現在価値は 150 億ポンド以上である。この結果から、ナッジを取り入れた方法で、中立的等バイスを行うことにより、多くの人が行動に移し、大きな
- 20 経済効果を生むことができると考えられている。英国政府は、この実験的な取り組みに対する政府のコストは約 832 百万ポンドであったが、軽量可能な利益は約 6000 億ポンドであり、投入コストの約 7 倍に達するとしている⁴⁰。

25 第 4 節 日本における金融教育の変遷と現状

(1) 日本の金融教育の変遷

- 日本の金融経済教育は、2000 年 6 月の金融審議会答申「21 世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、消費者教育の一貫として登場する。当時の消費者教育が消費者のニーズに応えられていなかったこと等の問題点を解決
- 30 するために、業界、消費者団体、地方公共団体、関係省庁等が消費者教育を体

系的・効率的に実施することとして、重要な施策の1つとして位置づけられた。その後、ペイオフ全面解禁前の2005年3月に、金融庁において「金融経済教育懇談会」が設置され、同年6月に「金融経済教育に関する論点整理」がとりまとめられた⁴¹。

- 5 さらに、金融危機後のOECDやG20等における国際的な議論の中、日本における金融経済教育の今後の在り方について検討を行うこととし、2012年11月、金融庁金融研究センターに、有識者、関係省庁、関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」が設置された。

- 10 「金融経済教育研究会報告書」における極めて大きな成果の1つは、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」に焦点が当てられてきたことである。学校段階、社会人・高齢者のいずれの段階においても、金融経済教育に充てることができる機会・時間には制約があり、効率的・効果的に金融経済教育を推進するため「最低限身に付けるべき金融リテラシー」が整理された⁴²。

15 【図表6】最低限身に付けるべき金融リテラシー

分野	項目
①家計管理	1)適切な収支管理の習慣化
②生活設計	2)ライフプランの明確化及びライフプランを踏まえた資金の確保の必要性の理解
③金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択	3)契約にかかる基本的な姿勢の習慣化 4)情報の入手先や契約の相手方である業者が信頼できるかどうかの確認の習慣化 5)インターネット取引は利便性が高い一方、対面取引の場合とは異なる注意点があることの理解 6)金融経済教育において基礎となる重要な事項や金融経済情勢に応じた金融商品の利用選択についての理解 7)取引の実質的なコストについて把握することの重要性理解 8)自分にとって保険でカバーすべき事象が何かの理解

	<p>9)カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解</p> <p>10)住宅ローンを組む際の留意点の理解</p> <p>11)無計画・無謀なカードローン等やクレジットカードの利用を行わないことの習慣化</p> <p>12)人によってリスク許容度は異なるが、仮により高いリターンを得ようとする場合には、より高いリスクを伴うことの理解</p> <p>13)資産形成における分散の効果の理解</p> <p>14)資産形成における長期運用の効果の理解</p>
④外部の知見の適切な活用	15)金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用する必要性の理解

出所)金融庁(2013)「最低限身に付けるべき金融リテラシー 金融経済教育の意義・目的～公正で持続可能な社会の実現～」より作成

- また、「金融経済教育研究会報告書」で示された諸課題への取組方針を取り
- 5 まとめに沿って、各課題の実施主体が具体的な検討を行い、半年ごとをめぐり各実施主体が中間報告を行う「金融経済教育推進会議」が設置された。こうした経緯も踏まえつつ、現状、金融庁をはじめとする関係当局、金融広報中央委員会や各都道府県金融広報委員会、学校や自治体、業界団体や各金融機関、NPO
- 10 団体等の多種多様な関係者によって、様々な取組みが行われている。以下では、各団体の金融経済教育について述べていく⁴³。

(2)金融広報中央委員会

- 金融広報中央委員会は、2001年に貯蓄増強中央委員会から現在の名称に変更された。金融広報中央委員会は、業界横断的なネットワークを活用し、中立・
- 15 公正な立場から、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動を行っている。

金融広報中央委員会は、ウェブ上で暮らしに役立つ身近なお金の知恵・知識を提供するため、ホームページ「知るぽると」を作成している。「知るぽると」はホームページ開設から数回のリニューアルを行っており、使いやすいように

工夫されている。また、教員関係の方、一般の方というように対象者でページを分けており、教員関係向けには、時間的な融通が利き、教員自身の知識がなくても、授業を行えるような工夫の凝らされた教材が多数提供されている。さらに、一般社会人向けには、ライフイベントや金融にまつわる重要な項目ごとに、知識やスキル向上に必要な情報や考え方を提供している。その他、2分

5 分で確認できる金融リテラシークイズや、健全な生活設計であるかをわかりやすく診断してくれる生活設計診断等の多種多様なサービスを提供している。また、各地で行われている金融教育に関するイベントの開催状況を明示しており、利用者に対してわかりやすく情報提供をしている⁴⁴。

10 また、ホームページ以外でも、全国の公民館や図書館に広報誌「くらし塾 きんゆう塾」を配付したり、全国新聞に金融広報中央委員会活動の紹介やコラムを掲載し、金融情報を提供する機会を作っている。2012年からは、動画投稿サイトへ金融リテラシー向上のための動画をアップロードし、若い層へのアプローチも行っている。さらに、金融広報中央委員会では、金融広報中央委員会に

15 自主的に参加している約470名の金融広報アドバイザーと連携し、地域密着型の金融知識普及・金融教育活動を行っている。金融広報アドバイザーは、各地域で行われている講演会、セミナー、シンポジウム、仲間同士で作ったグループ等で、講師、パネリスト、助言者として活動しており、金融広報アドバイザーの派遣費用は無料であるため、どこでも金融教育を受けることができる⁴⁵。

20 さらに、学校における金融教育をサポートする取り組みも行っている。全国の幼稚園や小学校、中学校、高等学校等に対して、研究活動費の一部補助や講師の派遣、資料の提供を行っている。「金融教育ガイドブック～学校における実践事例集～」は、これまでに行われてきた金銭・金融教育研究校の取り組み等、幼稚園から高校ごとに分けられた実践教育の事例を紹介している。そのほ

25 かにも、金融教育を行う意義や注意すべき点、授業で使用できる教材・研究、指導計画等の提示、教員のため金融教育セミナー等、金融教育を行うための環境を整えている⁴⁶。

(3)厚生労働省

厚生労働省は、平成 25 年に公布された生活困窮者自立支援法に基づいて、生活困窮者自立支援制度を行っている。この制度では、自立相談支援事業を中心に、居住確保、就労、子供等の様々な事業を行っている。その事業の一つに家計相談支援事業があり、家計管理を行うことが難しい生活困窮者に対して、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析し、状況に応じた家計再生プランを作成している。具体的に、家計管理、滞納の解消や各種給付制度の利用、債務整理、貸付のあっせん等の支援業務を行っている⁴⁷。

10 平成 26 年度のモデル事業実績において、家計相談支援事業を利用した相談者は、利用していない場合に比べて家計改善に関して約 3.3 倍、債務整理に関して約 5 倍の効果があるとされている。生活困窮者の家計収支の改善を促し、自立に向かわせる事業であるが、第 1 章第 2 節で述べた Sen のケイパビリティ論に近く、金融教育の一環として考えられる⁴⁸。

15

(4)全国銀行協会

全国銀行協会は、消費者に対して適正な消費者取引の推進を進めている。多重債務、金融犯罪等の消費者の問題に対しては、リーフレット・ポスター等の作成、新聞等への広告掲載や各地でのイベント等を通じて、それぞれの解決策や予防策を提供している⁴⁹。

20

また、ライフプランを考える上で必要になる知識を手軽に身に付けてもらうために、スマートフォンアプリ「ライフプランスタディ〜今日から考えるお金戦略〜」を配信している。会話形式で進むストーリーモードと、ジャンル別に分類されたクイズに 1 問ずつ挑戦できるフリーモードがあり、60 問の問題が準備されている。クイズ後には、クイズに関連する全国銀行協会の関係コンテンツへのリンクが表示され、幅広くお金の知識を身に付けることができる。

25

全国銀行協会では、金融経済教育の充実のためには、長期的・継続的な取り組みが必要であるという考えから、銀行やサービス、ローンやクレジットを利用する場合の留意点等をわかりやすく解説した、WEB コンテンツ・パンフレット・ビデオ等を作成し、無料で提供している。また、教員にそれらの教材を活用し

30

た授業を体験してもらうために、教員向けセミナー・研修会等に講師を派遣して行うデモ授業や、学校や一般消費者を対象としたセミナー等に講師を派遣する「どこでも出張講座」を無償で実施している。そして、2010年からスタートした「金融経済教育研究指定校制度」では、指定校を募り、教材・教育プログラムの提供等を行い、研究授業を行っている⁵⁰。

(5) 日本証券業協会

日本証券業協会は、当面の課題に関して、活力のある金融資本市場の実現と投資による資産形成の推進の一環として、金融リテラシーの向上を掲げている。学校向けの事業では、中学校、高等学校の授業で使える実践的な教材の制作・提供や、中学校・高等学校の教員・生徒を対象に、PC・スマートフォンを通じて証券・金融の基礎知識について学ぶことができる「金融経済ナビ」を開設した。平成29年度のアクセス数は149,419件となっており、前年度の87,131件を大きく上回ったことから、広がりを見せていることがわかる。

また、教員が授業等で使える経済・証券・金融に関するトピック解説や基礎知識、授業で使えるためのヒントを、板書例を交えてわかりやすく解説したメールマガジンを月3回程度配信している。さらに、金融経済教育について広く教育現場に周知することを目的として、全国の中学校・高等学校及び教育委員会に情報誌を年3回、各回22,000部を配付している。また、小学校から大学までを対象とした講師派遣を行い、特に小学校から高等学校までに関しては、土曜日授業の開催も行っている⁵¹。

社会人に向けては、WEBマンガや資産運用に関する知識等のウェブコンテンツが充実しており、アクセス数も多いもので約30万件ものアクセスがある。また、資産運用に関する電子書籍やアプリを作成し、インターネットを利用する人へ、金融教育へのアクセス経路の多様化を図っている。また、基礎編・実践編NISA・iDeCo講座や、若年層・シニア層等というように対象を分類したセミナーを開催している。特に、投資未経験者・初心者を対象として、証券・金融の基礎知識に関する講座に関しては、全都道府県で行っており、平成29年度は66会場で開催された。さらに、将来に備えたライフプランの必要性や老後の退職金、金融商品の基礎知識等自分が学びたい教育を選択することのできる、10

人以上の社会人グループを対象にした講師派遣事業を行っている。この事業は、平成 29 年度においては 357 回、約 1 万 3 千人が利用した⁵²。

(6) 日本 FP 協会

- 5 高校生対象の学校教育向け教材の作成と無償提供、「夢をかなえる」作文コンクール、講師派遣、教員向けセミナー等を行っている。また、若手社会人を対象にした、消費・貯蓄等を計画的に行うことの大切さや、人生の三大支出等に備える基本的な知識や考え方を身に付けてもらうための、教材の作成も行っている。これに加えて、退職を控えた 50 代を対象にした、退職後のセカンドライフを見据えた必要な資金計画をサポートする教材の作成を行っている⁵³。
- 10

さらに、上述しているような厚生労働省の家計相談支援事業にも、4 自治体に対してファイナンシャル・プランナーを派遣し、90 件の相談を実施しており、貧困問題に対しても活動を行っている⁵⁴。

15 (7) 民間金融機関

- 民間金融機関も CSR 活動の一環として、金融教育を行っている。例えば、三井住友フィナンシャルグループは、子供から大人まで幅広い世代に向けた金融経済教育をグループ全体で行い、誰もがお金に対する正しい知識を身に付け、安心して暮らせる会社の実現を目指している。また同社は、各グループごとにお金の使い方に関するコラムや収支体験ツールを、インターネット上で配信している⁵⁵。
- 20

(8) 企業

- 現役世代を対象とした最も特徴的な投資教育としては、企業型確定拠出年金（企業型 DC）に関する理解の充実が挙げられる。企業型 DC は、企業が実施するものであるが、従業員の管理資産についての運用の指図は従業員自身が行い、運用リスクについても従業員が負うこととなる制度である。そこで、事業主の責務として、加入者に対して投資教育を行う努力義務が規定されている。実際に、企業型 DC を導入している企業は年々上昇し、2016 年度末で約 590 万人が加入している現状がある。
- 25
- 30

しかし、DC 総研の「第 11 回企業型 DC 制度の運営管理に関する調査（2014 年 5 月）」で企業が苦勞している点として、社員間での理解関心のばらつきが大きい、DC 制度に対する理解・関心が低い、投資や運用に対する理解・関心が低い等の、無関心層へのアプローチが難しいことが挙げられるとともに、問題

5 視されている⁵⁷。

また、継続的な投資教育は「担当者の時間がない」、「集合が難しい」、「費用の確保が困難」といった物理的な問題から企業に大きな負担をかける。企業の負担を考慮すると、企業型 DC の投資教育を拡充させていくことは難しい⁵⁸。

(9)家庭

10 近年、インターネットショッピングの普及や少額でのクレジットカードの使用が当たり前になってきており、家庭での金銭感覚の基本を身に付けるための教育の重要性が増している。そういった中で、実際の生活の場である家庭が果たす役割は大きい。金融広報中央委員会が行った調査によると、小学生は約 8

15 割、中学・高校生になると 9 割弱、つまり、ほとんどの家庭の子どもはおこづかいをもらっている⁵⁹。このような機会を通して親と子がお金や経済・金融について話すことで、お金に関する知識や技能が身に付くと考えられる。

(10)学校教育

現在、金融教育は学校教育において、小学校・中学校・高等学校を通して、

20 主に社会科又は公民科、家庭科の授業内で扱われている。

①小学校での金融教育の現状

小学校においては、社会科や家庭科、道徳の時間に金融教育が行われている。社会科では、「地域の社会生活を営む上で大切な法や決まりについて」の教育

25 が行われてきた。また、平成 29 年度学習指導要領の家庭科において、「買物の仕組みや消費者の役割」に関する内容が新設された。ここでは、物や金銭の使い方と買物について、物や金銭の大切さについて理解し、買物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の計画的な使い方、身近な物の選び方、買い方、情報の収集・整理に関する基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、身近な物の選び

30 方、買い方を工夫することができるようにすることを狙いとしている⁶⁰。

②中学校での金融教育の現状

中学校においては、社会科(特に公民科)、技術・家庭科の時間に金融教育が行われている。社会科では、「社会生活における物事の決定の仕方、決まりの意義、法の意義」、「契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任等に気付かせること」、家計の貯蓄の循環や直接金融・間接金融を含む「金融の仕組みや働き」、「消費者の自立の支援等も含めた消費者行政」を行ってきた。平成29年度学習指導要領の中学校社会科公民的分野において、「市場の働きと経済」では、価格の決め方や資源の配分についての理解をもとに、市場経済の基本的な考え方について理解できるようにすることや、「国民の生活と政府の役割」では、財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し、表現できるように追加されている。さらに、家庭科において、「消費生活・環境」では、金銭の管理に関する内容を新設するとともに、消費者市民社会の担い手として、自覚をもって環境に配慮したライフスタイルの確立の基礎を培うとしている。また、2019年度からは、道徳の時間にも消費者教育が取り入れられることになっている⁶¹。

③高等学校での金融教育の現状

高等学校においては、社会科の公民科、家庭科の時間に教育が行われている。公民科では、「法や規範の意義及び役割」、「消費者に関する問題」、金融市場の意義や役割、金融商品の多様化を含む「金融制度や資金の流れ、金融環境の変化」、平成30年度学習指導要領の社会科公民において、共通必修科目である「公共」を新設している。ここでは、現実社会の諸課題を、政治的主体、経済的主体、法的主体、様々な情報の発信・受信主体として自ら見いだすとともに、話し合い等も行い考察・構想する学習⁶²を行うことが適当であるとしている。さらに、例として財政と税、消費者の権利や責任、多様な契約等の題材を挙げている。家庭科では、「消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任」、「消費生活と生涯を見通した経済の計画」、「契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題」、「消費者問題や消費者の自立と支援」、「持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立」で金融教育は行われている⁶²。

学校教育は学習指導要領を中心に教育が行われている。2011年の改訂において増加し、2020年の改訂においても更なる授業時間の拡充が決定されている。「ゆとり教育」が学力低下につながったという批判は有名であるが、この批判を受けて学力向上を目的とした授業時間の増加が行われてきた。また、外国語教育や情報教育等、時代のニーズに応じた多様な科目が導入されてきた⁶³。しかし、金融教育はもちろんのこと、それ以外にも人権教育や環境教育、食育等の様々な教育内容の追加要望が各省庁から提言されている。いずれも追加で入れ込みたいが、導入を図る分野が多いことから、どれも教科としてではなく、総則や各教科間の垣根を越えて指導を行う形に留まってしまっている。

10 さらに、教員に関しても、文部科学省「教員勤務実態調査(2016)」によると、前回調査(2006)よりも平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加している。特に、土日における中学校教諭の勤務時間は、1日当たり1時間49分も増加している⁶⁴。これらのことから、教員・生徒双方に時間の余裕がないことがわかる。

15

大学は学習指導要領とは関係がなく、各大学によって授業内容等が決定される。現在、大学によっては、金融教育を必修科目としている大学もある。全国銀行協会や日本証券業協会、日本FP協会、野村証券等から外部講師を招いて授業を開講していたり、金融や税等が専門の教授が講義を行っている。内容としては、3大資金についてやFP3級レベルに当たる内容を教えている⁶⁵。

20

本節で述べたように、日本の金融教育は金融広報中央委員会を中心に様々な団体によって行われており、年々拡大されている。「知るぽると」を中心とするインターネットを活用した情報の提供から、学校への講師派遣、セミナーの開催等、金融教育の環境は充実してきている。

25

しかし、すべての国民に平等に与えられる学びの場という意で、最も重要であるとされる学校では、金融教育が拡充されつつあるが、まだまだ改善しなくてはならない課題が残されている。また、各団体の金融教育も全国民へ行き渡らせるには程遠く、様々な問題点を抱えている。

30

第3章 金融教育普及の問題点

第2章で述べた日本の金融教育を踏まえて、さらなる金融リテラシー向上の障壁となっている金融教育普及の問題点を本章では述べる。第1節では、日本人が根底に抱えているお金に対する意識について述べ、第2節では学校教育、
5 第3節では社会人に分けて問題点を述べていく。

第1節 日本人の金融に対する負の意識(マインドセット)

現在の日本人には、「金融は難しい」といった、お金に対する悪いイメージが定着している。実際に、大学生を対象とした金融広報中央委員会の「金融に関する消費者アンケート調査(第3回)」(2009)で、約57%の人が「金融は難しいというイメージが先行している」と答えていること⁶⁶。また、金融に対して否定的なマインドセットを持っている学生に教員がどれだけ熱心に教育をしようとしても、効果は期待できないとされている。具体的には、金融に対する恐怖感を感じている学生は、金融の意思決定や行動、選択を避けようとする傾向があることが、金融庁金融研究センターの調査で明らかになっている⁶⁷。近年の行動経済学や発達心理学の研究等によると、マインドセットを行う時期としては、学校教育のなるべく早い段階で行うことが有効であるとされている⁶⁸。
10
15

第2節 学校教育における問題点

学校教育における金融教育における問題点は、教員自体の金融リテラシー不足や時間数の少なさ、知識止まりの教育の3点が挙げられるが、特に第1項で述べる教員自体の金融リテラシーが不足していることが金融教育普及を根底から阻害していると我々は考えている。
20

25 第1項 教員自体の金融リテラシー不足

日本証券業協会の「学校における経済・金融教育の実態調査」(2008)によると、「経済・金融」教育に関して、調査対象である中学校・高等学校の教員のうち、約90%がその必要性を認めている。しかし、実際には、全体の56%しか金融教育を実施できていない。その1番の理由は「現行の教育計画にその余裕がない」
30 (84.7%)であるが、2番目に多い理由として、「教える側に専門的な知識がな

いため」(32.5%)であることがアンケート結果として出ている⁶⁹。これらのことから、教員は金融教育の必要性を認識しながらも十分に行えていないことが想定できる。

- 5 教員の金融の知識が卒業した大学の学部、専門科目によって異なることから、全教員が高い金融リテラシーを保持しているとは言えない。さらに、教員を
10 目指す学生が履修する教職課程において、教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目等の単位を取得する必要があるが、どの教科を教える教員も共通して取得が
10 求められる教職に関する科目、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目のいずれにも金融教育に該当する単位が存在していないことから、教員の金融リテラシー不足は当然といえる⁷⁰。

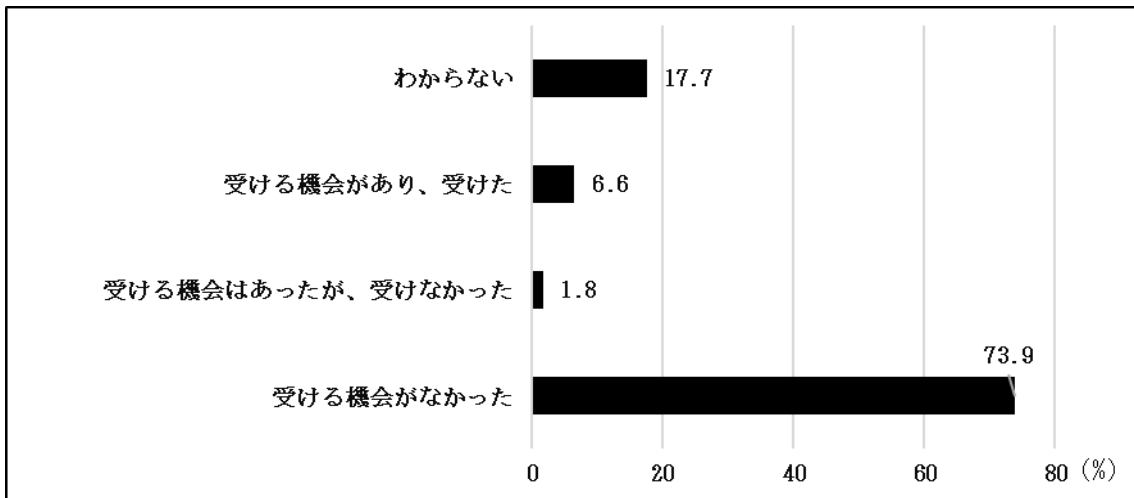
第 2 項 現行の教育計画では金融教育の時間数が少ない

- 15 第 2 章第 3 節(10)学校教育でも示したように、近年の学習指導要領の改訂に伴い金融教育は強化されつつある。しかし、前節の中学校・高等学校の教員への「学校における経済・金融教育の実態調査」では、ほとんどの教員が金融教育が重要であることを認識しつつも、「現行の教育計画にその余裕がない」という理由で実施していない⁷¹。実際の教育現場ではまた、金融広報中央委員会が行った「金融リテラシー調査」では、学校等で金融教育を受けたと回答している
20 人の割合は全体の 6.6%しかいない⁷²。以上より、金融教育は時間がないことから行われていない。他の教育内容も同様に重要視されていることから金融教育の時間数は十分に確保されていない。

25

30

【図表 7】 学校における金融教育の現状



出所) 金融広報中央委員会 HP(2016)「金融リテラシー調査 2016 年調査結果」

5 第 3 項 知識止まりの身に付かない金融教育

上述しているように、ここ数年での学習指導要領の改訂により内容も強化されつつある。しかし、金融経済教育を推進する研究会(日本証券業協会)の「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」(2014)においては、「用語・制度の解説が中心となってしまい、実生活とのつながりを感じにくい」(55%)、

- 10 及び「知識は身に付くが、能力が身に付きにくい」(40%)という回答が多くを占めている。これは、学校における金融教育が知識偏重になっており、実生活との乖離があること。それによって、学んだ知識を用いての金融の能力やスキルの獲得、行動に移すことができないという問題があることを示している。また、
- 15 リターンの関係等、実践的な知識が少ない」という回答が約 4 割と多くを占めていることから、現行の金融教育の内容は、実際社会で必要とされるスキルとズレが生じている⁷³⁾。

第 3 節 社会人における問題点

- 20 これまでの一般的な教育方法である、子どもに対して知識を教え込む教育とは違い、大人には大人の教育がある。それらの理論は、ノールズの『成人教育

の現代的実践ペダゴジーからアンドラゴジーへ』における、成人の自己主導による教育の学習援助の考え方で説明できる。ペダゴジーとは、子供を対象とした教育学であり、教育カリキュラムや教科書等を用いて、教師が物事を教え、受動的に学習するという特徴がある。それに対し、アンドラゴジーは大人を対象とした教育学であり、大人は子どもより幾分か自己決定的であり、学ぶことが目的ではなく、自身が抱える問題を自主的に解決することが目的であるという特徴がある。したがって、社会人は自分と無関係な物事に関しては無関心な傾向があり、必要性を感じることで関心を持ち、行動に移す⁷⁴。近年は生涯教育の考え方から、子どもに対する教育に対してもアンドラゴジーの考えが必要であるとされている。特に、社会人における無関心層に対しては金融教育の重要性を理解させることが有効な手段であるが、現在の取組みで重要性を感じさせることはできているのだろうか。後の第3章第3節第1項、第2項で確認する。

15 第1項 若年社会人の金融リテラシーに対する関心の薄さ

第2章第4節で述べたように、金融広報中央委員会を中心とした様々な団体が、金融教育の充実を図ってきている。しかし、いまだに日本の金融リテラシーは低く、国民の生活が豊かになっている実感は薄い。2015年に神戸大学経済経営研究所が20~30代の3000人を対象に行った金融リテラシー測定のためのアンケートにおいて、「ライフイベントを見据えた将来の収支を含めたライフプランの策定を意識していますか」という問いに対して20代では約5割、30代では約4割が考えていないと回答した。したがって、このアンケート結果からもわかるように、若年社会人には将来を見据えたライフプランに対して無関心な層が若年社会人に存在していることが問題だといえる⁷⁵。

25

第2項 中高年社会人の老後の生活費に対する関心の薄さ

老後の生活費は若い時から、準備する必要があることは上述しているが、特に老後の資産形成が可能となる時期は、一般的には子育てが終了する50代である。しかし、金融リテラシー調査の50代に対するアンケートでは、老後資金の必要額の認識をしていない人は約5割に上り、資金計画の策定をしていない

30

人は約 6 割、また、年金の受給額を認識していない人も約 6 割存在している。つまり、資産形成を行う上で最も有効とされる老後の生活設計に対して、無関心な層が 50 代に多く存在していることが中高年社会人が抱える問題である⁷⁶。

5 第 3 項 高齢者の自信過剰によるリスク資産への投資

合理的な資産選択を行うならば、高齢者は、若者に比べリスク資産への投資を抑制することが本来適切である。また、欧米の先行研究では、高齢者の認知能力は平均的に年齢と共に低下し、リスク回避度の増加につながるとの指摘もある。このことから、高齢者のリスク資産への投資割合が年齢とともに低下する方が自然である。しかし、我が国の高齢者においては、リスク資産への投資割合が年齢と共に増加している。その要因として、高齢者の自信過剰という傾向が挙げられる。自信過剰と無関心の関係については金融広報中央委員会が行動経済学を用いて分析した結果、その 2 つには類似点が存在するということが明らかにされている⁷⁷。Gamble et al. (2013) によれば、一般的に高齢者は認知能力の低下に際し、自らの能力に対する評価も引き下げるが、実際には自らの財務上の判断については、認知能力が低下しても、自らの能力に対する評価は変えていないとの結論が出ている。そのため、高齢者は自信過剰に陥ってしまい、リスク資産への投資を行ってしまうという問題を抱えている⁷⁸。

第 4 節 生活困窮者のための家計相談支援事業の課題

第 2 章第 4 節でも述べたように、生活困窮者には厚生労働省の自立相談支援事業(家計相談支援事業)を行っている。しかし、2016 年 10 月から開始した「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」で制度の問題点や論点が挙げられ、制度の見直しが行われている。家計相談支援事業には問題が 2 点あり、改善に向け議論が行われている状態であり、制度自体に改善の余地がある。

1 点目は、生活困窮者自立支援法において、各福祉事務所設置自治体に自立相談支援事業は実施を必須化させているのに対し、家計相談支援事業は任意で実施するとされていることである。このことから、2017 年度時点で全国の 4 割でしか行われておらず、実施自治体が都道府県によってばらつきが出ている。自治体が家計相談支援事業を実施しない理由として、2016 年度自立相談支援

事業等実績調査では、「家計相談支援事業の利用ニーズが少ないため事業化しにくい」、「そもそも自立相談支援事業で対応が可能」、「予算面で困難」の3種類の回答が全体の7割を占めている。しかし、家計の状況が把握できていない人や、中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい人は、規模の小さい自治体も含めてどの自治体にも存在すると考えられるため、家計の収支管理の相談事業を全ての自治体へ拡大する必要がある⁷⁹。

2点目は、生活困窮者の多くは、生活困窮者自立支援制度(家計相談支援事業)の制度利用の「入口」となる自立相談支援機関の情報に自力でアクセスすることが難しいことである。つまり、既存のシステムでは、利用者が限られてしまっていることから、生活困窮者自立支援制度の利用者数を増やしていく取り組みが必要である⁸⁰。

第4章 全国民の金融リテラシー向上への提言

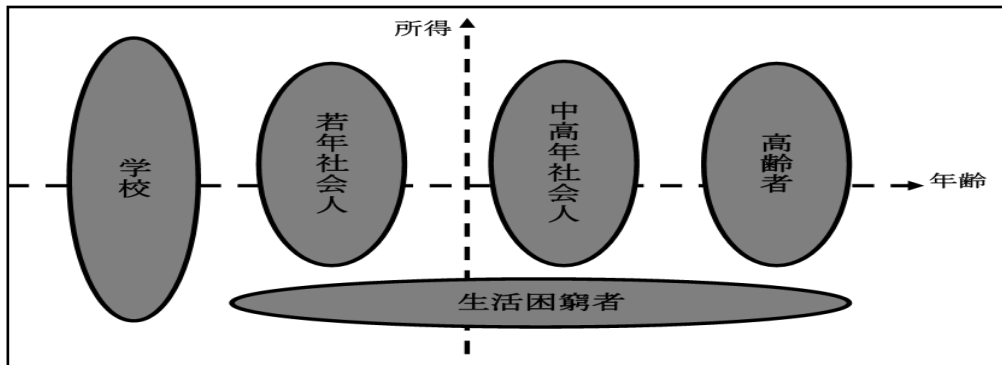
本章では第1章から第3章の内容を踏まえ、日本国民全体の金融リテラシー向上への提言を述べる。各世代によって必要な金融リテラシー・金融教育が異なることから、第1節では学校教育、第2節では社会人に向けた提言を述べる。

また、今回の提言では全体を通して統一されたポイントがあり、①図表8に示すように生活困窮者を含めた全国民へ金融教育がいきわたること、②日本の苦しい財政の中では、第2章第1節で述べた英国のように国家戦略として行うことが難しいため、既存に提供されているサービスや資料を使用することでコストを抑え、費用対効果が高い政策に投資すること、③様々な社会的な現状を踏まえ実現可能性が高いこと、計3点を重視している。

25

30

【図表 8】 全国民へのアプローチを可能とする提言



(筆者作成)

5 第 1 節 学校教育における限られた時間の中での有効な金融教育

本節では、学校教育についての提言を行うが、まず、第 3 章第 1 節の冒頭でも述べたように、教員の金融リテラシーの向上が教育を受ける側の金融リテラシー向上にも影響を与えることから、第 1 項で教員への提言を行う。また、各段階における発達段階や教育目標が異なることから、第 2 項で小学校、第 3 項で中学校、第 4 項で高等学校に対して提言を行う。また、いずれの段階においても学習指導要領に金融教育を増やす・入れ込む余地が少ないことから、高校生までに身に付けさせたい内容を、「マインドセット(お金に対する印象や考え方)」、「収支管理」、「ファイナンシャル・プランニング」、「金融責任(金融選択・金融行動における社会的責任)」「金融商品に関する知識」の 5 項目を中心に提言を行う。「マインドセット」の重要性に関しては第 2 章第 3 節で述べている通りであり、学校段階での教え込みが重要であると考えられる。また、「金融責任」に関して、経済的・社会的な影響をパーソナルな視点から考えさせることが第 1 章第 4 節でも述べた、金融ケイパビリティの獲得につながると考えられるため、マクロ・ミクロ経済学、パーソナルファイナンス、社会的な教育が重要である⁸¹。さらに、学校教育は社会人教育と比較して、受動的に教育を受ける段階であるため「金融責任」「金融商品に関する知識」は学校段階で教え込む必要がある。

さらに、3 つ目の問題点である知識止まりにならないよう、全段階での家庭科や公民科でアクティブラーニングの導入を提言している。アクティブラーニングとは、教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的

な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称であり、発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループワーク等が有効なアクティブラーニングの方法である⁸²。第2章第2節の米国のFinancial SoccerやFinancial Footballもアクティブラーニングの一つである。文部科学省では、アクティブラーニングの意義を以下の2点にまとめている。まず、主体的・協働的な問題発見・解決の場面を経験できること。次に、学びへの動機づけ(主に内発的動機づけのこと)である。これらにより、前者においては思考力・判断力・表現力等が研磨され、生涯にわたり活用できるような物事の深い理解や方法を学ぶことができる。後者においては、子供の学びに向かう力、つまり、学びの推進力を獲得することができる⁸³。

したがって、発表や話し合い等による知識のアウトプットを行うことで、動機づけ⇒方向づけ⇒内化⇒外化⇒批評⇒統制という学習プロセスを達成することが可能となり、学習への深いアプローチを行うことができるようになる。また、内発的動機づけは、「テストで良い点数をとれば、ご褒美がもらえる」、「親に褒められるから取り組む」等という外発的動機づけとは異なり、対象への興味や好奇心等を根拠とする⁸⁴。つまり、学習へのやる気の持続性や達成感の感じやすさが高いため、理解の深化や持続的な学習行動を期待できる。

また、日本では初等教育・前期中等教育が義務化されていることや、高等学校への進学率が約97%であることから、ほとんど全ての国民に平等な教育の機会が与えられている⁸⁵。近年増加する生活困窮者にあたる家庭の子どもにもこれは当てはまることから、学校段階での金融教育は国民全体への金融リテラシー普及によって重要である。また、現役での大学・短大への進学率が54.8%に留まっており、大学生に対する提言は行わず、若年社会人段階に含む⁸⁶。

25 第1項 教員への金融教育

第3章第2節第1項で述べたように、学校教育における問題点の1つとして、教員自体の金融リテラシーの不足を挙げた。これによって、教員は金融教育の必要性を認識しながらも、実行できていない⁸⁷。また、教員自体の金融リテラシー向上なしには、学校教育における経済・金融に関する生徒への指導は不可能であることから、現任教員と今後教員を目指す者を対象にした提言を行う。

(1) 教職課程への金融教育の導入

教員を目指す者が取得する教職課程に、金融教育を組み込むことを提言する。教職課程では、一種免許状(大学卒業程度)を取得することになり、これには、教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の単位を習得する必要がある⁸⁸⁾。

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目は一般教養として修得すべき科目とされているが、このうち「情報機器の操作」に関しては、情報化やインターネット等の情報ネットワークの急速な進展を受け、1984 年の臨時教育審議会における答申を発端として、情報教育が普及を始めたことが影響している⁸⁹⁾。特に、情報ネットワークの発展に伴うネットワークのセキュリティ問題、犯罪・暴力・性・人権侵害等のインターネット上に流れる不適切な情報、ネット中毒等の「情報化の影の部分」が浮き彫りになってきていたことを受け、1998 年 12 月に小学校及び中学校学習指導要領が改訂告示された(高等学校学習指導要領は 1999 年 3 月告示)。この学習指導要領では、①小・中・高等学校段階を通じて、各教科や総合的な学習の時間においてコンピュータや情報通信ネットワークの積極的な活用を図ることとともに、②中学校・高等学校段階において、情報に関する教科・内容を必修とする等、情報教育の充実が図られていた⁹⁰⁾。この流れを受け、1998 年の教育職員免許法の改正により「情報機器の操作」2 単位の履修が義務付けられたのだ⁹¹⁾。

これと同様に、金融リテラシーに関しても、①生活環境の変化(スマートフォンの普及や金融商品の複雑化)、②経済社会環境の変化(少子高齢化)が起こっている。上記 2 つの変化によって、生活・財産・人生経路等に関する不確実性が高まる等の問題が生じており、金融リテラシー向上、つまり、金融教育の普及は急務である⁹²⁾。これを受けて、第 2 章第 4 節でも述べたように、金融庁、金融広報中央委員会を中心に関係省庁間の連携を図る動きは、活発になってきている⁹³⁾。

以上のことから、教職課程における教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目に、「金融教育」2 単位を新たに導入することは十分可能であり、経済・金融に関する知識不足を解決していくには必要不可欠である。

(2) 教員免許更新制での金融教育講習の開講

教員の知識不足を解決するためのさらなる提言として、教員免許更新制での教員免許状更新講習に、金融教育の必要性を喚起する内容を入れ込む。教員免許更新制とは、2009年4月から開始された全校種共通の制度である。これは、
5 2009年4月1日以降、免許状に10年間の有効期限が設けられたことによる。したがって、教員は、10年に1度教員免許更新制に基づいて、免許状更新講習の受講期間に、合計30時間以上の講習を受講・修了する必要がある⁹⁴。免許状更新講習は、全国の大学等で開講されているが、30時間のうち、「必修領域」を6時間以上、「選択必修領域」を6時間以上、「選択領域」を18時間以上受
10 講・修了する必要がある。このうち、受講者が所有する免許状や勤務する学校の種類、教育職員としての経験に応じて選択する「選択必修領域」に、金融教育の必要性を認識させるための講義を盛り込む⁹⁵。「選択必修領域」に道德教育や英語教育、情報教育等の、前節で述べた教職課程に存在あるいは導入され
15 組み入れることが可能であると考えられる。講師には、全国の大学において寄付講座を行ってきた野村ホールディングスや⁹⁶、ライフプラン形成を主な教育内容としている三井住友信託銀行等の金融機関から派遣してもらう⁹⁷。内容は、「金融教育の必要性を認知させ、迅速な導入を喚起する内容」である点以外は指定しない。ここでは、第2章第4節(2)金融広報中央委員会でも述べたように、
20 教員向けの教材等は充実しているため教員の知識よりも危機感を促し、教育を実施させることを重視して⁹⁸。

さらに、学校教育において実際にどのようなやり方で金融教育を行うかを理解してもらうために、後述する中学校・高等学校におけるアクティブラーニングの提言で用いる教材を、講習内で体験する時間を設ける。これによって、
25 金融教育を授業に取り込む具体的なイメージをつかむことができ、講習で与えられた危機感をもとに、さらにスムーズな金融教育導入を促すことが可能になる。

第2項 マインドセット・収支管理を重視した小学校における金融教育

小学校教育においては、学校教育で求められている教育のうち、児童の発達
30 の支援、家庭との連携・協働を重視する教育に注目する⁹⁹。第2章第4節でも

紹介したように、近年の学習指導要領の変更が行われている中で、さらなる教育内容の充実を提言する。小学校教育における目標は、子供でも実際に必要とされる収支管理のスキルをアクティブラーニングで身に付けさせ、さらに、「金融は難しい」というイメージを払拭し、お金が社会においていかに重要な役割を果たしているかを、実生活に沿って、親しみやすく理解させることである。

(1) 金融人生ゲームの提供

マインドセット、ファイナンシャル・プランニングに関する知識を身に付けることを目標として、2012年4月より無償提供されている第一生命提供の「ライフサイクルゲームⅡ～生涯設計のススメ～」を参考にした人生ゲームを、金融広報中央委員会が改良して各学校に無償提供する¹⁰⁰。「ライフサイクルゲームⅡ～生涯設計のススメ～」はすごろく形式のゲームを楽しみながら、結婚・住宅購入・子供の高校や大学入学等のライフイベントや、人生の様々なリスクと必要な備え、消費者として知っておくべき消費者契約等に関わる知識等を学ぶことができる消費者教育・金融教育支援教材である¹⁰¹。これを参考に金融広報中央委員会が独自に作成する。内容は、人生において想定される収支だけではなく、金融に関する基礎的なクイズ等の要素も盛り込む。また、「投資をするか、しないかを選ぶマス」を作成することで、ゲームを通じて資産運用の重要性等を学ぶことができる。ゲームのプレイヤーは3～5人で、1ゲームが20～30分程度であるため、生徒が休み時間に楽しみながら知識を身に付けることができる教材である¹⁰²。

また、休み時間に生徒だけで楽しむことができるように、金融知識や遊び方を詳しく書いた資料を金融広報中央委員会が作成し、教員の負担を減らす。知るぼるとから、データをダウンロードすることで、教員は「金融人生ゲーム」を印刷するだけでよく、金融広報中央委員会も費用を抑えることができる。以上のことから、高い費用対効果を実現することができる。

(2) 親子で考えるお年玉作文

収支管理に関する知識を身に付けることを目的として、冬休みの宿題にお年玉作文を作成させる。これは、お正月にもらったお年玉を使ったのか、あるいは

は貯金したのかを保護者と話し合い、作文を書いて、金融広報中央委員会が主催として開催する作文コンクールに提出する。提出後は廊下や教室内に掲示することで、どのようにお年玉を使ったのかを共有することができる。また、金融広報中央委員会が優秀作品を選出し、ホームページに掲載する。この作文では、使った場合は、何に使ったのか、貯金した場合は、なぜ貯金したのか等の目的をはっきりさせることができる。また、お金の使い方を保護者と考える機会となり、社会人として実務的に学んできた、子供達にとって一番身近な存在である保護者の知識を伝授することが可能になる。さらに、保護者にとっても、資産に関して考え直す機会となる。三井住友カード株式会社による「お年玉に関する親子意識調査」(2017)では、お年玉の使い道について、保護者は「貯金してほしい」(58%)と考えているのに対し、子供は「玩具を購入したい」(60%)と考えており、認識に差が生じている。加えて、保護者は「お年玉を通してお金の価値を知ってほしい」と考えていることから、保護者が家庭内において金融教育を行う必要性を感じており、お年玉作文によって機会を提供することができる¹⁰³。

(3)家庭科における調理実習でのアクティブラーニング

収支管理に関する知識を身に付けること目的として、第2章第4節(10)学校教育での金融教育の現状で述べた、家庭科に新設された「買い物の仕組みや消費者の役割」と調理実習を掛け合わせた金融教育プランを提案する。東書Eネットの教科書によると、お金にまつわる教育に割り当てられた時間は7時間である。一方、調理実習の時間は5、6年生で20時間ある。一般に調理実習を行う前に献立を考えるが、調理実習の時間の前後でお金にまつわる教育を1時間と、調理実習の時間である献立を考える1時間の中で収支管理を意識させる。調理実習の時間と組み合わせることによって、時間数が少ないという問題だけでなく、グループ内で話し合い、実際に消費を行うという実践的な収支管理を学ぶことができる¹⁰⁴。

第3項 マインドセット・収支管理・金融責任・金融商品に関する知識を重視した中学校における金融教育

中学校教育においては、学校教育で求められている教育のうち、資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業に注目する¹⁰⁵。したがって、中学校教育における目標は、小学校と同様に金融に対する抵抗感を減らすこと、金融に関する実践的な知識と経済的・社会的な知識の両方を身に付けること、収支管理を徹底させ、実践できるようにする。

(1)公民科でのアクティブラーニングと他教科との連携

10 マインドセット、金融責任、金融商品に関する知識を身に付けることを目的として、日本証券業協会が提供されており、体験型教材である、『潜入！みんなの経済ワールド』を使用する。これは、中学校・高等学校向けに金融・証券に関する7つのキーワードをそれぞれ20分という短時間で学ぶ教材であり、各キーワードにおける「基礎編」と「応用編」の合計14本のワークはすべて、
15 付属のDVDに収録されたNHKの番組クリップを見ながら行う。日本証券業協会金融・証券教育支援センターへ申し込むことで、無料で生徒人数分の生徒用ワークブックと、教授用手引書1冊、DVD教材1枚が郵送されてくる。教授用手引書には、20分という最短の学習指導案が記載されているが、これの最後に用意されているまとめの時間を拡張して、授業のキーワードを数人ごとのグループで話し合い、キーワードを説明させるという発表をさせることで、より一層
20 授業への理解を深めることができる¹⁰⁶。これにより、小学校段階において身に付けた知識を、活用することができるようになり、第3章第1節でも述べたような、金融リテラシーが知識のインプットに留まっていることを解決できる。

さらに、金融商品に関する知識を身に付けることを目的として、数学の時間
25 に利率やリスク・リターンの計算問題、一次関数の分野で、金融の要素を取り入れる。数学科に入れ込む提案は、第2章第1節の英国の金融教育を参考にして
いる。他の教科に組み込むことで、時間が限られているという問題の解決だけでなく、金融商品について具体的に知り、考える機会となるため、実践的である。これを実行するためのワークは知るぼるとのホームページからダウンロード
30 することができ、教員用の手引書も掲載されている。具体的に、利率やリス

ク・リターンの計算方法を学ぶことで、将来金融商品を比較する際等に役立てることが可能となる。また、実際に複数の携帯電話のプランで、どれが一番お得なプランかを一次関数を用いて判断する授業や¹⁰⁷、単利・複利計算を用いて利息の仕組みを理解する授業が行われた事例がある¹⁰⁸。

5

(2) 修学旅行を活用した収支管理

収支管理に関する知識を身に付けることを目的として、修学旅行において使用するお小遣いの資金計画を立て、加えて、事後的に振り返りを行う。これは、金融広報中央委員会ホームページに掲載されている、「『修学旅行で買い物名人』買い物シミュレーション」のワークシートを使用する。現在提供されているワークシートでは、実生活の中で必要となるお金がどのようにして得られ、どのようにして使われているのかといった、日々の収支管理について各個人が考えるようにできている。その上で、修学旅行における買い物の計画を事前に練り、修学旅行中に各々が実際にどのような使い方をしたのかを「お小遣いの記録」として記録していく。修学旅行後に、自分の買い物の仕方を振り返り、保護者からも感想をもらうことになっている¹⁰⁹。

しかし、現在の買い物の計画をもとにお小遣いの額が決められている所を、お小遣いの額を決めてから買い物を計画的に行う仕組みにすることが必要であると考える。設定された予算があつてそれを計画的に使い、生徒自身が工夫することで収支管理能力が身に付く¹¹⁰。修学旅行は、「学術研究の為にする旅行」であり、様々な知識を現場において「多面的かつ総合的に習得」する場として認知されている¹¹¹。このような中で、公益財団法人全国修学旅行研究協会の「修学旅行の実施状況調査」(2015)によれば、生徒たちが主体的に取り組むことが修学旅行のねらいとされおり、主体的な取り組み実現のための方法で、「班別行動計画を自分たちの手で立案する」(約 70%)ことが効果的と考えられている¹¹²ことから、修学旅行に持参するお小遣いの計画を事前に建て、買い物の計画・体験を通して、目的に合った品物の選び方や、計画的な金銭の使い方を考えたり工夫したりすることを可能にする。

第4項 マインドセット・ファイナンシャル・プランニング・金融責任・金融商品に関する知識を重視した高等学校における金融教育

高等学校教育において、学校教育で求められている教育のうち、資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業に注目する¹¹³。したがって、高等学校教育においては、ファイナンシャル・プランニングによって将来設計を行い、金融に関する情報の発信・受信や考察を行うと共に、行動できる程度までの金融リテラシーの深化、さらに、社会的責任が伴った金融選択・行動が可能な社会人の前段階にすることを目標とする。

10 (1)公民科でのアクティブラーニング

マインドセット・金融責任・金融商品に関する知識を身に付けることを目的として、公民科でアクティブラーニングを行う。具体的には、中学校での学びを引き継いで、高等学校においては金融広報中央委員会の「これであなたもひとり立ち」のワークブックやパワーポイントを活用する。ひとり立ちの過程では、自らの進路選択を支える経済基盤を確認することに加え、生活の収支の管理、住居選び、健康と経済的な側面に配慮した食生活、預金口座の開設・管理、クレジットカードやインターネット取引の安全な利用、悪質商法対策等のための基礎知識が必要である。こうした知識を、実践的なワークを通じて、意見を交換しながら身に付けることができる。これによって、社会人の前段階として、将来の自立のための準備を行うとともに、金融に関する知識の必要性を認識させる¹¹⁴。また、この教材はワークを行うに当たってのねらい、使い方、指導上の留意点の解説や、参考資料をまとめた指導者用の指導書と併せて、金融広報中央委員会のホームページからダウンロードが可能であり、知識が不足している教員でも指導が容易である¹¹⁵。

25

(2)長期休暇における金融に関する動画視聴の課題

マインドセット・金融責任・金融商品に関する知識を身に付けることを目的として、長期休暇の課題にEdTechで金融教育に関する動画を視聴させる。動画の内容は、一般的な金融・経済に関する内容だけでなく、金融トラブルや投資に関するものも含む。第3章第3節でも述べたように、日本ではいまだに、金

30

融、投資はネガティブなイメージを持たれやすいことは事実である。その金融、投資とはどういったものなのか、社会にどのような影響を及ぼすのか等、金融・投資に対するイメージを変え、経済的な知識を与えることが目的である。

5 通常の EdTech を活用した学習プラットフォーム等で公開されている動画は、国内・海外の大学の講義等といった講義形式のものであるが、我々の提言では、5分～30分程度の比較的短い、且つドラマ仕立て等の工夫をした動画の提供を提案する。

10 ここで、NHK 杯全国高校放送コンテストの研究主題(統一テーマ)を金融に関するものにし、入賞作品を EdTech において提供させてもらう。NHK 杯全国高校放送コンテストには、アナウンス部門・朗読部門・ラジオドキュメント部門・テレビドキュメント部門・創作ラジオドラマ部門・創作テレビドラマ部門の6部門に分かれるが、統一テーマに基づくことが定められているため、高校生の視点から金融に関する伝えたい知識を盛り込んだ作品を募集することができる¹¹⁶。応募作品の著作権は NHK に収められるが、書面において許可が降りることから、EdTech への利用は可能である¹¹⁷。

15 高校生において、EdTech を取り入れる理由は2点ある。1点目は、教員共に時間のない高等学校において、長期休暇の課題にすることで、教員の手間を最小限に抑え、生徒に学習させることができること。2点目は、内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」(2018)で高校生の携帯電話の普及率は97.1%と、小学生(55.5%)と中学生(66.7%)よりも高くなっており、この学校段階の特徴と考えられるからである¹¹⁸。

(3)進路指導時のファイナンシャル・プランニング

25 ファイナンシャル・プランニングに関する知識を身に付けることを目的として、進路指導におけるライフプラン作成を行う。そもそも文部科学省によると進路指導とは、「卒業時の進路をどう選択するかを含めて、さらにどういう人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立って指導・援助するという意味で『生き方の指導』とも言える教育活動」(文部科学省(2011)「キャリア教育とは何か」p.40より引用)である。また、その活動は、①
30 個人資料に基づいて生徒理解を深める活動と、正しい自己理解を生徒に得させ

る活動、②進路に関する情報を生徒に得させる活動、③啓発的経験を生徒に得させる活動、④進路に関する相談の機会を生徒に与える活動、⑤就職や進学等に関する指導・援助の活動、⑥卒業者の追指導に関する活動の6つに分けることができる。これまで教育現場では⑤就職や進学等に関する指導・援助の活動

5 に重きがおかれているように考えられるが、前述したように進路指導とは「生き方の指導」である¹¹⁹⁾。したがって、今後自分がどのように生きていくかを考え、それにおいて必要になるであろう資金を把握しておくことは、社会人の前段階である高校生には必須である。

具体的には、指導者とともに自らの今後の人生設計を考え、公共財団法人生

10 命保険文化センターによるe-ライフプランニングを使用しながら、収支バランスを数値で認識させる。これは、ごく基礎的な情報とともに具体的な収入・支出項目を入力することで、自分自身の現在のライフステージの下で将来のライフプランを簡単に作成することができるシミュレーションツールである。e-ライフプランニングには①「夢や目標を考える」ことをサポートする画面、②「現

15 在の家計を把握する」ことをサポートする画面、③「将来のリスク(予想外の支出)やその備えについて考える」画面の3つの特徴がある¹²⁰⁾。②「現在の家計を把握する」ことをサポートする画面において、特に就きたい職業が定まっていない生徒に関しては、平均的なサラリーマンの家計状況を、就きたい職業が定まっている生徒に関しては、その職業の平均的な家計状況を入力し、ライフ

20 プランを出力する。これによって、進路指導という今後の人生を考えるライフイベントにおいて、数値という現実的な要素を踏まえた上での、理想の人生のために必要なキャリア選択が可能になる。

第2節 社会人に対する提言

25 本節では、社会人について提言を行う。第1項で若年社会人への提言、第2項で中高年社会人への提言、第3項で高齢者への提言、第4項で生活困窮者への提言を行う。本章では、第3章第3節でも述べたように、無関心層、行動バイアスによって行動ができていない層へ行動経済学を応用した提言を主に行っている。また、第2章第4節で各団体の金融教育が、インターネットを中心に

拡充していることから、比較的ネット環境に恵まれている社会人においてはナッジをすることが有効であると考え、提言を行っている。

第 1 項 若年社会人への提言

- 5 上述しているように、若年社会人の無関心層に関して、金融教育の重要性を認識させるために、きっかけとなる広報活動を提言する。また、関心がある若年社会人を行動に移させるために第 2 章第 3 節で取り上げた行動経済学を活用する。

10 (1) SNS を活用した広報活動

情報通信白書平成 29 年版では、特に、Twitter、Facebook、YouTube 等の利用率が 20 代、30 代、40 代で高いことから、若い世代の無関心層に対して、SNS を活用することによって、金融リテラシー・金融教育に関心を持たせる¹²¹。具体的には、SNS を活用した広報活動の 1 つとしてインフルエンサー、つまり他人への影響力の強い(商品等の宣伝効果の高い)YouTuber、インスタグラマーに協力を要請し、実際に、ファイナンシャル・プランニング、投資信託による資産形成、仮想通貨をはじめとする金融トラブル等に関する金融教育を受けてもらい、金融教育の必要性を対象世代に発信してもらおう。この方法は、テレビ等で出演する有名人や CM とは異なり、相対的に身近な存在であるインフルエンサーからの発信であることで、第 2 章第 3 節の英国の行動経済学のナッジの例として取り上げた群衆行動を利用し、「自分もやらなければ」と思わせることによって、若年社会人の危機感を煽ることができる。

(2) ライフイベントでの適切な情報発信

- 25 第 2 章第 3 節の英国の例でも述べたように、ライフイベントでの金融教育は効果が高いことから、ライフイベントごとに金融リテラシーの必要性を発信していく。日頃、金融リテラシー・金融教育に対して関心がない層でも、結婚・退職・失業・納税等といった大きな支出が発生するライフイベントの前後には近視眼的になるため、学習意識が高まりやすいとされている。これに基づいて、
- 30 ライフイベント時に使用される公共機関に金融リテラシーに関する資料を配布

してもらおう。具体例として、婚姻届けを提出する際に市役所から、教育費・住宅ローン等に関する資料を手渡す。冊子の内容には、資産形成した場合と資産形成をしなかった場合に、自身の生活における収支バランスがどのように変化するかを示す¹²²。住宅で例を挙げると、住宅に関する資産形成をした場合とし

5 なかった場合に購入できる住宅を写真で表示し、目に見える形で資産形成が将来に影響を与えることに気づかせる¹²³。

更に、無関心層に対してきっかけを作った後、より意欲のある若年社会人の環境づくりのためにチャットボットを活用しての提言を行う。

10 (3)金融リテラシーチャットボット「知るぼると2号」の作成

大手無料通話アプリ「LINE」と契約し、金融リテラシーチャットボットを金融教育の入り口として作成する。チャットボットとは、テキストを判断し、会話を自動的に行うプログラムであり、「LINE」のトーク機能を人工無能と呼ばれるロボットと行うことができる。チャットボットは、第2章第3節で述べた

15 イギリスのMASの中立・公正等バイスサービスを参考に考案したものである。

中立・公正等バイスサービスは英国で国家戦略として多額の財政支出によって導入されたが、チャットボットは研究開発費及び、「LINE」への委託費はかかるものの、人件費等は削減することができることから、MASよりも低予算で達成できるものであると考えられる。スマートフォンを利用するすべての世代

20 に対して、気軽に、そして手軽に金融に関する知識や情報を与えることができる。それだけではなく、対話形式であることから、ナッジの効果をより高めることができる。また、第2章第4節2項で有効性について触れた、ライフイベントに適した情報を送ることで長期的にアプローチを行う。チャットボットには、第2章第4節でも紹介した日本の各団体の既存のセミナー等への誘導、「知るぼると」への入り口、ファイナンシャル・プランニングの作成ツールとして

25 活用することが重要である。実際に、独立行政法人中小企業基盤整備機構は2018年3月14日から、AIを活用した対話型自動応答サービスの起業相談チャットボット「起業ライダーマモル」の実証実験を「LINE」で開始しており、「LINE」を活用したチャットボットは実装されていることから実現可能性は高いと考

30 えられる¹²⁴。

第 2 項 中高年社会人への提言

第 3 章 2 節で、中高年社会人、特に 50 代の無関心層は老後に備えた資産形成に対する認識が低いことを明らかにした。そこで、中高年社会人にも若年社会人と同様に無関心層に対して、行動経済学を応用した広告活動を提言する。

5

(1)ねんきん定期便の活用

ねんきん定期便とは、国民年金および厚生年金保険の加入者（被保険者）に対し、郵送されるはがきであり、誕生日に送付される¹²⁵。主に、保険料納付の実績や将来の年金給付に関する情報が記載されている¹²⁶。そこで、50 代の無関心層に対して危機感を煽るために、第 2 章第 3 節で紹介した行動経済学の一つであるフレーミング効果を、ねんきん定期便に活用する。50 代の無関心層に対して送付されるねんきん定期便には、65 歳から給付される予想年金給付額等が記載されている。この記載されている予想年金給付額にフレーミング効果を用いて、「あなたが将来受け取る給付額では〇〇円足りません」等というような、直観的な表現方法である数字を用いたものに変えることで、ねんきん定期便を受け取る 50 代の無関心層の危機感を煽ることができる。また、ねんきん定期便の受取人が住んでいる近隣で開催されるセミナーを合わせて記載することで、興味を持った人がより行動に移しやすくする。

(2)社内金融リテラシーテスト

一般企業において 5 年に 1 度、50 代の従業員に対して、金融リテラシーテストの受講を義務付けさせる。企業に対する負担を抑えるために、金融広報中央委員会が作成した 10 分程度で終わるテストを従業員に受けさせる。実際に、日経 TEST のような様々な企業で実施されているテストを金融広報中央委員会が作成する取り組みが行われており、企業にテストを導入することは十分現実的であると考えられる¹²⁷。自分にはどの程度の金融リテラシーが備わっているのか、テストの点数ごとに階層を分け、全国の 50 代の中で自分がどの位置にいるかを確認させ、金融リテラシーの低い無関心層の危機感を煽ることができるように、企業経由で点数を送付する。

30

第3項 高齢者への提言

第3章2節で、高齢者において自信過剰の状態に陥っている層が、リスク資産への投資を行う傾向が高いことを明らかにした。そこで、本節では高齢者の自信過剰を矯正するために、高齢者の金融リテラシーを向上させるためのきっかけを作ること、行動経済学を応用することが重要であると考える。

(1)ねんきん定期便の活用

中高年社会人と高齢者では抱えている問題が異なることから、上述した50代へ送付するねんきん定期便とは記載内容が異なる。現在送付されているねんきん定期便はデザイン性、独創性そして文字が多いことが特徴として挙げられる。そこで、インフォグラフィックスをねんきん定期便に活用することを提案する。インフォグラフィックスとは、データを視覚的に分かりやすいかたちで表現したもので、分かりづらい数値や専門的な情報も伝えやすくする¹²⁸。電車の路線図等がインフォグラフィックスの一例である。実際に、公的年金のパンフレットでは、このインフォグラフィックスを活用する取り組みがなされている¹²⁹。高齢になればなるほど視力も弱まってくることから、文字よりもインフォグラフィックスを活用して、視覚的に訴えかける方が効果的であると考えられる。

また、ねんきん定期便に、受取人が住んでいる市区町村で実際に起きた金融トラブルの被害を記載することで、第2章第3節でも示した、行動経済学の一つである同調心理を応用し、高齢者の無関心層に対して自分の身近に起こることであると認識させ、合わせて、中高年社会人と同じようにセミナーに関する案内を記載する。

(2)年金事務所、年金相談センターの活用

新たに年金受給を開始する際、年金事務所や年金相談センターの窓口で年金請求書を提出しなければならない¹³⁰。その際、高齢者の金融リテラシー向上のきっかけのために、年金事務所や年金相談センターで講習を受けることを提言する。講義内容としては、まず自分がどの程度金融に対する知識が備わっているのか自己評価のためのアンケートを受けてもらい、続けて客観的に金融リテラシーがどのくらい備わっているのかを測るためのテストを受けてもらう。そ

うすることで、自己評価と客観的評価のギャップを測り、自分がどのくらい自信過剰であるのかを実際のアンケート結果を用いて認識させることができる。

第4項 生活困窮者の自立に向けた事業の統合と広報戦略

5 第3章第2節でも取り上げた、厚生労働省の自立相談支援事業(家計相談支援事業)の2点の問題点の解決のために、2つの提言を行う。

(1)自立相談支援員への金融教育と資格取得の義務化

生活困窮者自立支援法において、自立相談支援事業は必須実施であったため、
10 全国の自治体で行われている。さらに、自立相談支援事業でも家計の収支管理に関して、専門的ではないが行われている。これらの背景と第3章第2節の問題点を踏まえ、自立相談支援員に家計相談支援員の認定イメージとして用いられている、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、社会福祉士、社会保険労務士、ファイナンシャル・プランナー等の資格
15 の取得を義務付け¹³¹、自立相談支援事業に家計再建事業を組み込む。自立相談支援事業への組み込むことで、予算制約等の問題を解決することができる¹³²。

(2)金融リテラシーチャットボットの応用

家計相談事業の利用率を向上させるために、第1項の若年社会人への提言で
20 用いたチャットボットを応用する。チャットボットなら24時間365日どこからでも相談することができることから、利用率の向上につながると考えられる。また、チャットボットは、チャットの内容から生活困窮者の疑いのあるものには、近くの福祉事務所設置自治体への案内と家計相談事業等の内容を説明させるようにプログラムする。

25

30

おわりに

本論文では、金融リテラシー、金融ケイパビリティについて定義と必要性を定めたのち、英国、米国等の海外の事例や行動経済学の考え方と、日本の金融教育の現状を述べた。それらを踏まえ、日本の金融教育が抱える問題点をアンケート調査等を基に洗い出し、解決策を提言した。

5 学校教育では、教員、小学校、中学校、高等学校に分けて提言を述べた。まず、教員への金融教育が重要だと考え、教職課程への金融教育の組み込みを提言した。さらに、学校段階で完結させたい金融リテラシーの内容をマインドセット、収支管理、ファイナンシャル・プランニング、金融ケイパビリティの 4
10 項目に絞った。小学校では、金融人生ゲームの提供やお年玉作文、家庭科の調理実習を活用したアクティブラーニングを提言した。中学校では、公民科でのアクティブラーニングや修学旅行での収支管理を提言した。高等学校では、公民科でのアクティブラーニングや夏休みでの金融に関する動画視聴、進路指導時でのファイナンシャル・プランニングを提言した。

15 社会人では、若年社会人、中高年社会人、高齢者、生活困窮者に分けて問題と提言を述べた。若年社会人では、SNS を活用した広報活動、ライフイベントでの適切な情報発信、金融リテラシーチャットボット「知るぼると 2 号」の作成を提言した。中高年社会人では、ねんきん定期便の活用、社内金融リテラシーテストを提言した。高齢者では、年金事務所・年金相談センターの活用、年金定期便の活用を提言した。

25 はじめに述べたように、「学問を勤めて物事をよく知る」ことによって人々は自身の生活を豊かにできると、福沢諭吉は記した。しかし、「学問を勤めて物事をよく知る」ことのできるものは一般的には少なく、それを全国民に普及させるということまでは福沢諭吉も言及していないであろう。本論文では、そのような難題に対して、様々な観点から金融教育を普及させる方法について言及してきた。

本論文で提案した種々の提言が、全国民の「生きる力」金融リテラシーの向上につながり、福沢諭吉が表す「貴人となり、富人となる」ことを願って、これを結びとする。

<脚注>

- 1 青空文庫 HP[2014]を参照。
2 池尾[2009]p.71を参照。
3 Margaret, Sherraden[2016]p.8を参照。
4 金融広報中央委員会 HP[2012]p.2を参照。
5 日本証券業協会 HP[2016]を参照。
6 OECD[2016]p.1を参照。
7 金融広報中央委員会 HP[2016]pp.3-8を参照。
8 岩田[2015]p.1を参照。
9 岩田[2015]p.1を参照。
10 廣田[2010]p.1を参照。
11 金融広報中央委員会 HPを参照。
12 日本FP協会 HPを参照。
13 国税庁 HPを参照。
14 公益社団法人経済同友会 HPを参照。
15 金融広報中央委員会 HPを参照。
16 新井[2015]pp.159-161を参照。
17 伊藤[2012]pp.41-42を参照。
18 伊藤[2012]pp.42-43を参照。
19 伊藤[2012]p.46より引用。
20 消費者庁 HPを参照。
21 野村証券 HPを参照。
22 みずほ総合研究所 HPを参照。
23 小池[2009]pp.93-94を参照。
24 大橋[2011]pp.2-3を参照。
25 栗原[2014]pp.4-5を参照。
26 福原[2008]pp.7-16を参照。
27 栗原[2014]p.7を参照。
28 金融庁[2005]pp.1-2を参照。
29 Reuters HPを参照。
30 栗原[2014] pp.11-12を参照。
31 川西、橋長[2016]p.5を参照。
32 川西、橋長[2016]p.1を参照。
33 金融広報中央委員会 HPを参照。
34 Annamaria[2011]pp.129-131を参照
35 金融広報中央委員会 HPを参照。
36 金融広報中央委員会 HPを参照。
37 竹内[2017]p.15を参照。
38 金融広報中央委員会 HPを参照。
39 野村資本市場研究所 HPを参照。
40 伊藤[2013]pp.1-5を参照。
41 金融庁 HPを参照
42 金融広報中央委員会 HPを参照。
43 金融広報中央委員会を参照。
44 金融広報中央委員会 HPを参照。
45 金融広報中央委員会 HPを参照。
46 金融広報中央委員会 HPを参照。
47 生活困窮者自立支援室[2017]pp.15-16を参照。
48 首相官邸 HPを参照。
49 一般社団法人全国銀行協会 HPを参照。
50 一般社団法人全国銀行協会 HPを参照。
51 日本証券業協会 HPを参照。
52 日本証券業協会 HPを参照。
53 日本FP協会 HPを参照。
54 日本FP協会 HPを参照。
55 株式会社三井住友フィナンシャルグループ HPを参照
56 金融広報中央委員会 HPを参照。
57 佐々木[2015]p.5を参照。
58 金融広報中央委員会 HPを参照。
59 金融広報中央委員会 HPを参照。
60 消費者庁 HPを参照。
61 消費者庁 HPを参照。
62 消費者庁 HPを参照。
63 文部科学省 HPを参照。
64 文部科学省 HPを参照。
65 日本証券業協会 HPを参照。
66 金融広報中央委員会 HPを参照。
67 金融庁 HPを参照。
68 金融広報中央委員会 HPを参照。
69 日本証券業協会 HPを参照。
70 文部科学省 HPを参照。
71 日本証券業協会 HPを参照。
72 金融広報中央委員会 HPを参照。
73 日本証券業協会 HPを参照。
74 西岡[2014]p.81を参照。
75 家森、上山[2016]p.160を参照。
76 金融広報中央委員会 HPを参照。
77 産経ニュース HPを参照。
78 國枝繁樹[2018]pp.37-42を参照。
79 生活困窮者自立支援室[2017]pp.15-16を参照。
80 社会保障審議会[2017]p.1を参照。
81 新井[2015]pp.160-161を参照。

- 82 文部科学省 HP を参照。
 83 文部科学省 HP を参照。
 84 文部科学省 HP を参照。
 85 文部科学省 HP を参照。
 5 86 文部科学省 HP を参照。
 87 日本証券業協会 HP を参照。
 88 文部科学省 HP を参照。
 89 文部科学省 HP を参照。
 90 文部科学省 HP を参照。
 10 91 齋藤[2011]p.1 を参照。
 92 金融広報中央委員会 HP を参照。
 93 金融広報中央委員会 HP を参照。
 94 文部科学省 HP を参照。
 95 文部科学省 HP を参照。
 15 96 野村ホールディングス株式会社 HP を参照。
 97 三井住友信託銀行 HP を参照。
 98 金融広報中央委員会 HP を参照。
 99 文部科学省 HP を参照。
 100 第一生命保険株式会社 HP を参照。
 20 101 土曜学習応援団 HP を参照。
 102 土曜学習応援団 HP を参照。
 103 三井住友カード株式会社 HP を参照。
 104 東書 E ネット HP を参照。
 25 105 文部科学省 HP を参照。
 106 日本証券業協会 HP を参照。
 107 榎本[2005]pp.182-191 を参照。
 108 田代[2005]pp.200-207 を参照。
 109 金融広報中央委員会 HP を参照。
 30 110 ベネッセ教育情報サイト HP を参照。
 111 公益財団法人全国修学旅行研究協会[2015]pp.2-16 を参照。
 112 須賀[2013]p.1 を参照。
 113 文部科学省[2018]pp.2-3 を参照。
 114 金融広報中央委員会 HP を参照。
 35 115 金融広報中央委員会 HP を参照。
 116 NHK サービスセンター[2018]pp.1-6 を参照。
 117 NHK オンライン HP を参照。
 118 内閣府 HP を参照。
 119 文部科学省 HP を参照。
 40 120 公益財団法人生命保険文化センター HP を参照。
 121 総務省 HP を参照。
 122 金融広報中央委員会 HP を参照。
 123 総務省 HP[2017]p.7 を参照。
 124 中小機構 HP を参照。
 45 125 日本年金機構 HP を参照。
 126 日本年金機構 HP を参照。
 127 金融広報中央委員会 HP を参照。
 128 渡辺哲也[2011]p.5 を参照。
 129 厚生労働省 HPp.5 を参照。
 50 130 日本年金機構 HP を参照。
 131 株式会社日本総合研究所[2014]p.33 を参照。
 132 生活困窮者自立支援室[2017]pp.15-16 を参照。

【参考文献】

- 55 西岡正子[2014]『成長と変容の生涯学習』ミネルヴァ書房
 Lusardi Annamaria[2011]“*Financial literacy and the shift from defined benefit to defined contribution pension plans*” *Improving Financial Education Efficiency, OECD Publishing*
 60 Sherraden S. Margaret and David Ansong[2016]“*Financial Literacy to Financial Capability :Building Financial Stability and Security*” *International Handbook of Financial Literacy, Springer*

【参考資料】

- 青空文庫 HP <https://www.aozora.gr.jp/>
 65 一般社団法人全国銀行協会 HP <https://www.zenginkyo.or.jp/>
 NHK オンライン HP <https://www.nhk.or.jp/>
 NHK サービスセンター HP <http://www.nhk-sc.or.jp/>
 確定拠出年金総合研究所 HP <http://www.dcri.or.jp/>
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ HP <http://www.smfg.co.jp/>
 70 金融広報中央委員会 HP <https://www.shiruporuto.jp/>
 金融庁 HP <https://www.fsa.go.jp/>
 金融庁金融研究センター HP <https://www.fsa.go.jp/>
 経済産業省 HP <http://www.meti.go.jp/>
 公益財団法人生命保険文化センター HP <http://www.jili.or.jp/>
 公益財団法人全国修学旅行研究協会 HP <http://shugakuryoko.com/>
 75 厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/>
 神戸大学経済経営研究所 HP <http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/>
 国立国会図書館デジタルコレクション HP <http://www.ndl.go.jp/>
 産経ニュース HP <https://www.sankei.com/>
 80 J-STAGE HP <https://www.jstage.jst.go.jp/>
 首相官邸 HP <http://www.kantei.go.jp/>
 消費者庁 HP <http://www.caa.go.jp/>
 総務省 HP <http://www.soumu.go.jp/>

- 第一生命保険株式会社 HP <http://www.dai-ichi-life.co.jp/>
 中小機構 HP <http://www.smrj.go.jp/>
 東書 E ネット HP <https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/>
 土曜学習応援団 HP <http://doyo2.mext.go.jp/>
 5 内閣府 HP <http://www8.cao.go.jp/>
 2011PCカンファレンス HP <http://gakkai.univcoop.or.jp/>
 日本FP協会 HP <http://jasfp.jp/>
 日本国際観光学会 HP <http://www.jafit.jp/>
 10 日本銀行 HP <https://www.boj.or.jp/>
 日本証券業協会 HP <http://www.jsda.or.jp/>
 日本証券経済研究所 HP <http://www.jsri.or.jp/>
 日本年金機構 HP <http://www.nenkin.go.jp/>
 野村證券 HP <https://www.nomura.co.jp/>
 野村ホールディングス HP <https://www.nomuraholdings.com/>
 15 ベネッセ教育情報サイト HP <https://www.benesse.jp/>
 みずほ証券株式会社 HP <https://www.mizuho-sc.com/>
 みずほ総合研究所 HP <https://www.mizuho-ri.co.jp/>
 三井住友カード株式会社 HP <https://www.smbc-card.com/>
 20 三井住友信託銀行株式会社 HP <https://www.smtb.jp/>
 文部科学省 HP <http://www.mext.go.jp/>
 OECD HP <https://www.oecd.org/>
 Reuters HP <https://www.reuters.com/>
 青空文庫 HP[2014]「学問のすすめ」
 25 <https://www.aozora.gr.jp/cards/000296/files/47061_29420.html>2018年10月26日アクセス
 新井 明[2015]「経済教育と金融教育の間—センのケイバビリティ論を手がかりに—」J-STAGE『経済教育』第
 34巻
 30 <https://www.jstage.jst.go.jp/article/ecoedu/34/0/34_KJ00010091306/_pdf/-char/ja>2018年10月26日
 アクセス
 池尾和人[2009]「金融・経済危機2007-2009:ConflictsとComplexity」『学術の動向』J-STAGE
 <https://www.jstage.jst.go.jp/article/tits/14/6/14_6_68/_pdf/-char/ja>2018年10月26日アクセス
 35 伊藤 宏一[2012]「金融教育をめぐる国内外の状況と課題—『金融知識』から『消費者市民としての金融行動』
 へ—」金融庁
 <<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/gijiroku/20121108/04.pdf>>2018年10月26日アクセス
 40 伊藤 宏一[2012]「金融ケイバビリティの地平—「金融知識」から「消費者市民としての金融行動」へ—」『ファ
 イナンシャルプランニング研究』12巻日本FP協会
 <<http://jasfp.jp/img/file53.pdf>>2018年10月26日アクセス
 伊藤 宏一[2013]「適切な金融行動とマネー・アドバイス—イギリスにおける中立的・一般的アドバイス・サ
 ービスを参考に—」『CUC policy Studies Review』第35巻1頁
 45 <<https://ci.nii.ac.jp/els/contents110009606183.pdf?id=ART0010067975>>2018年10月26日アクセス
 一般社団法人全国銀行協会 HP「学校教育や消費者教育に携わる方」
 <<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/consumer/protection/>>2018年10月26日アクセス
 50 一般社団法人全国銀行協会 HP「消費者保護に関する対応」
 <<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/consumer/protection/>>2018年10月26日アクセス
 一般社団法人全国銀行協会 HP「スマートフォンアプリ『ライフプランスタディ〜今日から考えるお金の戦術〜』」
 <<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/consumer/protection/>>2018年10月26日アクセス
 55 岩田 規久男[2015]「少子・高齢化の視点から見た我が国の金融教育」日本銀行
 <https://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2015/data/ko150203a.pdf>2018年10月26日アクセス
 運営管理機関連絡協議会(2013)「第2回 金融経済教育推進会議 資料 確定拠出年金『投資教育』の充実に向け
 た取り組みについて」金融広報中央委員会
 60 <<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/suishin/pdf/20131216/besshi4b.pdf>>2018年10
 月26日アクセス
 NHK サービスセンターHP[2018]「第65回 NHK杯全国高校放送コンテストならびに校内放送活動研究会要綱」
 全国放送教育研究会連盟
 65 <http://www.nhk-sc.or.jp/kyoiku/ncon/ncon_h/65pdf/65youkou.pdf>2018年10月26日アクセス
 NHK オンライン HP「NコンWEB」
 <<https://www.nhk.or.jp/event/n-con/faq.html>>2018年10月26日アクセス
 70 榎本一夫[2005]「『携帯電話の一番お得なプランを選ぼう』金融教育ガイドブック〜学校における実践事例集
 〜」金融広報中央委員会
 <https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/guide/pdf/keizai/J_p182.pdf>2018年10月26日
 75 アクセス
 大橋善晃[2011]「英国における金融教育の最新事情」『証券レビュー』第51巻 日本証券経済研究所

- <http://www.jsri.or.jp/publish/topics/pdf/1107_01.pdf>2018年10月26日アクセス
- 5 株式会社日本総合研究所[2014]「平成25年度セーフティネット支援対策等事業費補助金 社会福祉推進事業 家計相談支援事業の運営の手引き」厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp140617-01-1.pdf>2018年10月26日アクセス
- 10 株式会社三井住友フィナンシャルグループ HP「金融リテラシー教育の推進」
<http://www.smfg.co.jp/responsibility/issue/new_generation/literacy/>2018年10月26日アクセス
- 15 川西 諭、橋長 真紀子[2016]「行動経済学の金融経済教育への応用 - 行動バイアスからマインドセット・バイアスへ」金融庁金融研究センター
<<https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2015/03.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 20 金融経済教育推進会議[2013]「金融経済教育研究会報告書 平成25年4月30日」金融広報中央委員会
<<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/suishin/pdf/20130607/shiryou2.pdf>>
- 25 金融広報中央委員会 HP[2014]「家計管理・生活設計のツボ 第2回未来を描こう!家族のライフプラン30年」『くらし塾 きんゆう塾 2014年秋号』
<https://www.shiruporuto.jp/public/knowledge/plan/kurashijuku/pdf/201410/vol_030_003.pdf>2018年10月26日アクセス
- 30 金融広報中央委員会[2015]HP「家計管理・生活設計のツボ 第3回家庭でできる金銭教育“おこづかい”」『くらし塾 きんゆう塾 2015冬号』
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/kurashijuku/pdf/201501/vol_031_000.pdf>2018年10月26日アクセス
- 35 金融広報中央委員会 HP[2014]「金融教育ガイドブック～学校における実践事例集」
<<https://www.shiruporuto.jp/public/data/survey/guide/guide207.html>>2018年10月26日アクセス
- 40 金融広報中央委員会 HP[2012]「OECD/INFE 金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則」
<<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/oeecd/pdf/oeecd001.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 45 金融広報中央委員会 HP「1.金融教育のねらいと基本的性格」
<<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/program/program01/program102.html>>2018年10月26日アクセス
- 50 金融広報中央委員会 HP「金融教育を支援する関係機関等の活動」
<<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/program/program03/program306.html>>2018年10月26日アクセス
- 55 金融広報中央委員会 HP「金融広報中央委員会とは・・・」
<<https://www.shiruporuto.jp/public/aboutus/container/gaiyo/iinkai.html>>2018年10月26日アクセス
- 60 金融広報中央委員会 HP[2009]「『金融に関する消費者アンケート調査』(第3回)の結果」
<<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/enqu/2008/pdf/08enqu1.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 65 金融広報中央委員会 HP「金融リテラシー調査の結果」金融広報中央委員会
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/literacy_chosa/2016/pdf/16literacy.pdf>2018年10月26日アクセス
- 70 金融広報中央委員会 HP「くらし塾 きんゆう塾 2015冬号」
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/kurashijuku/pdf/201501/vol_031_000.pdf>2018年10月26日アクセス
- 75 金融広報中央委員会[2012]「行動経済学の金融教育への応用の重要性」金融広報中央委員会
<<https://www.shiruporuto.jp/public/data/research/report4/pdf/ron120319.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 80 金融広報中央委員会 HP[2013]「行動経済学の金融教育の応用による消費者の学習促進と行動改善」
<<https://www.shiruporuto.jp/public/data/research/report5/pdf/ron131105.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 金融広報中央委員会 HP「これであなたもひとり立ち」
<<https://www.shiruporuto.jp/education/document/container/hitoridachi/text/hitori.html>>2018年10月26日アクセス
- 金融広報中央委員会 HP「『これであなたもひとり立ち』指導書」
<<https://www.shiruporuto.jp/education/document/container/hitoridachi/edu/hitoriedu.html>>2018年10月26日アクセス
- 金融広報中央委員会 HP「授業の進め方・実践事例」
<<https://www.shiruporuto.jp/education/howto/>>2018年10月26日アクセス
- 金融広報中央委員会 HP[2016]「第7回 金融経済教育推進会議」
<<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/suishin/pdf/20160711/gijiroku.pdf>>2018年10月26日アクセス

- 金融広報中央委員会 HP「トップページ」
<<https://www.shiruporuto.jp/public/>>2018年10月26日アクセス
- 5 金融庁 HP[2005]「金融教育に関する国際比較」
<<https://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/singi/f-20050524-1/02.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 金融庁金融研究センターHP[2013]「研究会報告書『金融経済教育研究会』」
<<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/01.pdf>>
- 10 國枝繁樹[2018]「金融調査研究会報告書 持続可能な社会保障制度に資する金融のあり方」全国銀行協会
<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news290714_9.pdf>2018年10月26日アクセス
- 栗原久[2014]「『海外における金融経済教育の調査・研究』報告書」日本証券業協会
<http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/k_report.pdf>2018年10月26日アクセス
- 15 小池拓自[2009]「金融経済教育『青少年をめぐる諸問題 総合調査報告書』国立国会図書館デジタルコレクション」
<<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2009/200884/21.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 20 公益財団法人生命保険文化センターHP[2017]「それぞれのライフステージに応じたライフプランを考えるためのWEBシミュレーションツール『e-ライフプランニング』を最新化しました」
<<http://www.jili.or.jp/press/2017/nw16.html>>2018年10月26日アクセス
- 25 公益財団法人全国修学旅行研究協会 HP[2015]「平成26年度研究調査報告 1 修学旅行の実施状況調査 2 修学旅行の課題調査」
<<http://shugakuryoko.com/chosa/kakushu/2014-01-chosa.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 30 厚生労働省 HP[2014]「公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会市町村における国民年金手続促進モデル事業 第7回検討会資料」
<<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12501000-Nenkinkyoku-Soumuka/0000069140.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 35 厚生労働省 HP[2017]「家計相談支援・生活福祉資金のあり方について」
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutokatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000169132_4.pdf>2018年10月26日アクセス
- 40 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室[2015]「生活困窮者自立支援制度施行後の状況について」首相官邸
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai/dai06/siryou3.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 45 斎藤俊則[2011]「専門職としての教職に求められるITリテラシーとは」2011PCカンファレンス
<<http://gakkai.univcoop.or.jp/pcc/paper/2011/pdf/151.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 50 佐々木哲夫[2015]「問題提起論文（無関心アプローチへの一考察）」確定拠出年金総合研究所
<http://www.dcri.or.jp/files-usr/file_55f380912cc6b.pdf>2018年10月26日アクセス
- 産経ニュース HP[2017]「自分はだまされない…『自信過剰な人ほど被害』 行動経済学で特殊詐欺分析」
<<https://www.sankei.com/affairs/news/171213/afr1712130043-n1.html>>2018年10月26日アクセス
- 55 社会保障審議会[2017]「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（第2回）平成29年6月8日参考資料 生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理 2 個別論点」厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutokatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/07sankoushiryou.pdf>2018年10月26日アクセス
- 60 消費者庁 HP[2017]「学習指導要領の改訂について（消費者教育の充実等）」
<http://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/meeting_materials_3/pdf/meeting_materials_3_171003_0006.pdf>2018年10月26日アクセス
- 65 消費者庁 HP[2013]「平成25年版消費者白書 COLUMN13 消費者市民社会」
<http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2013/honbun_13_column.html>2018年10月26日アクセス
- 須賀忠芳[2013]「『学ぶ観光』としての修学旅行の意義とその課題」『日本国際観光学会論文集』第20号日本国際観光学会
<http://www.jafit.jp/thesis/pdf/13_14.pdf>2018年10月26日アクセス
- 70 生活困窮者自立支援室[2017]「生活困窮者自立支援制度（家計相談支援事業）の見直しに関する検討状況」厚生労働省
<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai/dai10/siryou3.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 75 総務省[2017]「情報白書平成29年版」
<<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/html/nc111130.html>>2018年10月26日アクセス
- 80 第一生命保険株式会社 HP[2013]「『ライフサイクルゲームⅡ～生涯設計のススメ～』が第8回消費者教育教材資料表彰で『最優秀賞』を受賞」
<http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2013_020.pdf>2018年10月26日アクセス
- 田代直哉[2005]「単利と複利の計算をしよう」『金融教育ガイドブック～学校における実践事例集～』金融広報中央委員会
<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/guide/pdf/keizai/J_p200.pdf>2018年10月26日アクセス

- 5 中小機構 HP[2018]「ニュースリリース 中小企業支援で AI 活用 起業相談チャットボット、LINE での実証実験開始」
<http://www.smrj.go.jp/org/info/press/2017/frr94k00000w73i-att/20180314_press01.pdf>2018年10月26日アクセス
- 10 東書 E ネット HP「年間指導計画案・学習指導要領との関係」
<<https://ten.tokyo-shoseki.co.jp/text/shou/katei/introduction/intro11.htm>> 2018年10月26日アクセス
- 15 土曜学習応援団 HP[2016]「第一生命 『ライフサイクルゲームⅡ～生涯設計のススメ～』が第8回消費者教育教材資料表彰」
<<http://doyo2.mext.go.jp/wp/wpcontent/uploads/2016/02/615bd5d3df74dd768c3e8e7ebf19e3ef.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 20 内閣府 HP[2018]「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果」
<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h29/net-jittai/pdf/kekka_gaiyo.pdf>2018年10月26日アクセス
- 25 日本FP協会 HP[2017]「NPO法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 行政機関と連携しての取り組み 平成28年度実施報告 ～ファイナンシャル・プランナー(CFP®・AFP認定者)が家計相談等に協力～」
<https://www.jafp.or.jp/about_jafp/katsudou/news/news_2017/files/newsrelease20170419.pdf>2018年10月26日アクセス
- 30 日本FP協会 HP[2018]「将来の夢を具体化するファイナンシャル・プランニング」『くらしとお金のワークブック』
<https://www.jafp.or.jp/personal_finance/fresh/workbook/files/wb_P2.pdf>2018年10月26日アクセス
- 35 日本FP協会 HP「パーソナルファイナンス教育の普及に向けた協会活動のご案内」
<https://www.jafp.or.jp/personal_finance/about/katsudou/>2018年10月26日アクセス
- 40 日本証券業協会[2008]「学校における経済・金融教育の実態調査 総括」
<<http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h20/files/kyouikuchousa.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 45 日本証券業協会[2017]「金融リテラシー教育 全国10大学の実践事例集」
<<http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/zireisyu2.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 50 日本証券業協会 HP「潜入！みんなの経済ワールド」
<<http://www.jsda.or.jp/manabu/curriculum/keizaiworld.html>>2018年10月26日アクセス
- 55 日本証券業協会 HP[2014]「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」
<http://www.jsda.or.jp/manabu/kenkyukai/content/report_jittai.pdf>2018年10月26日アクセス
- 60 日本証券業協会 HP[2016]「土曜学習・土曜授業」
<<http://www.jsda.or.jp/manabu/jugyousien/index.html>>2018年10月26日アクセス
- 65 日本証券業協会 HP「平成29年度金融・証券教育支援事業の概要『学校向け事業』」
<<http://www.jsda.or.jp/index.html>>2018年10月26日アクセス
- 70 日本証券業協会 HP「平成29年度金融・証券教育支援事業の概要『一般向け事業』」
<<http://www.jsda.or.jp/index.html>>2018年10月26日アクセス
- 75 日本年金機構[2018]「支給開始年齢になったとき」
<<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/tetsudoku/rourei/seikyu/20141128.html>>2018年10月26日アクセス
- 80 日本年金機構 HP[2014]「Q.『ねんきん定期便』は、どのような人に送っているのですか。また、いつ作成して、いつ送られるのですか。」
<<http://www.nenkin.go.jp/faq/nteikibin/teikibin/gaiyou/20140602-01.html>>2018年10月26日アクセス
- 日本年金機構 HP[2014]「Q.『ねんきん定期便』とは何ですか。」
<<http://www.nenkin.go.jp/faq/nteikibin/teikibin/gaiyou/20140602-02.html>>2018年10月26日アクセス
- 野村資本市場研究所[2017]「英国における金融教育に関する実態調査 マナー・アドバイス・サービス(MAS)の事例」金融庁
<<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20170619/01.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 70 野村証券 HP「証券用語解説集」
<<https://www.nomura.co.jp/terms/english/e/A02021.html>>2018年10月26日アクセス
- 75 野村ホールディングス[2005]「野村ホールディングスアニュアルレポート」
<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/library/ar/2005/pdf/ar_all.pdf>2018年10月26日アクセス
- 80 廣田士郎[2010]「貯蓄ゼロ世帯増加の要因と、そこにあるFPの役割」日本FP協会
<https://www.jafp.or.jp/kojin/info/essay/essay01/files/essay01_4.pdf>2018年10月26日アクセス
- 80 福原敏恭[2008]「金融イノベーションの進展と米国における金融教育の動向」金融広報中央委員会
<<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/report2/pdf/ron081017.pdf>>2018年10月26日アクセス

- ベネッセ教育情報サイト HP[2014]「心配は人間関係!!中学校の修学旅行」
<<https://www.benesse.jp/kyouiku/201409/20140918-1.html>>2018年10月26日アクセス
- 5 みずほ証券株式会社 HP「年齢に応じた生活スタイル」
<<https://www.mizuho-sc.com/beginner/story1/lifeevents/lifestage.html>>2018年10月26日アクセス
- 10 みずほ総合研究所株式会社(2017)「年金コンサルティングニュース 2017.7 注目高まる ESG 投資」みずほ総合研究所
<https://www.mizuhori.co.jp/publication/sl_info/pension/pdf/pension_news201707.pdf>2018年10月26日アクセス
- 15 三井住友カード株式会社 HP[2017]「『お年玉に関する親子意識調査』子供はお年玉浪費傾向あり!!」
<<https://www.smbc-card.com/company/news/news0001338.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 20 三井住友信託銀行株式会社 HP「投資教育」
<<https://www.smtb.jp/business/pension/dc/education.html>>2018年10月26日アクセス
- 25 文部科学省 HP[2017]「課程認定を有していない大学における教育職員免許法施行規則第66条の6の証明について」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/1381891.htm>
- 30 文部科学省 HP[2011]「キャリア教育とは何か」『高等学校キャリア教育の手引き』
<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2011/11/04/1312817_07.pdf>2018年10月26日アクセス
- 35 文部科学省 HP[2016]「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)について(概要)」
<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/__icsFiles/afieldfile/2017/04/28/1385174_001.pdf>2018年10月26日アクセス
- 40 文 部 科 学 省 HP[2009] 「 教 員 免 許 更 新 制 」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/008/08091201/001/001.htm>2018年10月26日アクセス
- 45 文部科学省 HP[2018]「教員免許更新制とは？」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/__icsFiles/afieldfile/2018/01/11/1236009.pdf>2018年10月26日アクセス
- 50 文部科学省 HP[2009]「教員免許状に関する Q&A」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/main13_a2.htm>2018年10月26日アクセス
- 55 文部科学省 HP[2009]「高等学校教育」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/main8_a2.htm>2018年10月26日アクセス
- 60 文部科学省 HP[2016]「『次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ』に関する意見書」
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryo/__icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1379131_14.pdf>2018年10月26日アクセス
- 65 文部科学省 HP[2018]「小学校学習指導要領解説(平成29年告示) 総則編」
<http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/05/07/1387017_1_2.pdf>2018年10月26日アクセス
- 70 文部科学省 HP[2002]「情報化の進展と情報教育」『情報教育の実践と学校の情報化～新「情報教育に関する手引」～』
<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/020706c.pdf>2018年10月26日アクセス
- 75 文部科学省 HP[2017]「平成29年度学校基本調査(確定値)の公表について」
<http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2018/02/05/1388639_1.pdf>2018年10月26日アクセス
- 80 家森信善、上山仁恵[2016]「若年社会人の金融経済教育と金融行動」神戸大学経済経営研究所
<<http://www.rieb.kobe-u.ac.jp/academic/ra/dp/Japanese/dp2016-J02.pdf>>2018年10月26日アクセス
- 85 渡辺哲也[2011]「伝わるインフォグラフィックス『ツタグラ』プロジェクト始動！」経済産業省
<http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/creative/111031_release_infographics.pdf>2018年10月26日アクセス
- 90 OECD[2016]「OECD『より良い暮らし指標』よくある質問(日本語仮訳)」
<https://www.oecd.org/tokyo/statistics/201605_bli2016_FAQ_J.pdf>2018年10月26日アクセス
- 95 Reuters HP[2018]“U.S. banks teach financial literacy with hands-on experience”
<<https://www.reuters.com/article/us-money-banking-literacy/u-s-banks-teach-financial-literacy-with-hands-on-experience-idUSKBN1L111J>>2018年10月26日アクセス